

八千代市第 5 次障害者計画

【令和 3 年度～令和 6 年度】

令和 3 年 3 月



はじめに

本市では、平成28年3月に「八千代市第4次障害者計画」を策定し、障害のある人が住みなれた地域で安心して暮らせることを目指し、障害者施策に取り組んでまいりました。

「第4次障害者計画」の策定から5年が経過し、その間、平成28年4月からは障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行、平成30年6月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布・施行されるなど、国の障害者施策の整備が進められています。



本市でも、平成29年4月に八千代市差別解消支援地域協議会を、平成30年5月に八千代市医療的ケア児支援協議会を設置するなど、新たな取り組みを始めてきました。また、平成29年度より、障害者雇用促進の一環として「チャレンジドオフィスやちよ」の設置や、平成30年度には福祉作業所の民営化などを行ってきました。一方で、新型コロナウイルス感染症による「新しい生活様式」においては、障害のある人への配慮が必要な場面が生じるなど、障害のある人への理解がより一層広がることが重要となっています。今回、これからの障害者に係る施策を着実に推進していくため、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする「八千代市第5次障害者計画」を策定いたしました。

本計画では「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」を基本理念に掲げ、「つながりあいながら、地域でくらす」をキャッチフレーズとしており、障害者、障害福祉サービス事業所、障害者団体、教育機関、地域住民などがつながり、障害のある人もない人も共に地域でくらすまちを目指し、今後とも市民の皆様とともに進めて参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました八千代市障害者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様及び関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

八千代市長 服部友則

目次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	3
2. 計画の期間	4
3. 計画の位置付け	5
4. 計画策定の方法	6
第2章 八千代市の障害のある人を取りまく現状	9
第1節 障害のある人の状況	11
1. 身体障害者	11
2. 知的障害者	13
3. 精神障害者	14
4. 発達障害者	15
5. 難病患者	15
6. 高次脳機能障害者	15
第2節 八千代市におけるおもな障害者施策・事業の進捗状況について	16
1. 事業の進捗状況	16
2. 市内施設のバリアフリー化	25
3. アンケートからみられる障害者・障害児の要望や現状	26
4. 第4次障害者計画の進捗から見えてくること	36
第3章 計画の基本理念等	37
1. 計画の基本理念	39
2. 計画の基本目標	40
3. 計画の基本的視点	42
4. 計画の体系	43
第4章 施策の展開	45
基本目標Ⅰ 安心してらせるまちづくり	48
1. 相談体制・情報提供の充実	48
2. 福祉サービスの充実	51
3. 保健・医療の充実	55
4. 安全で住みやすいまちづくりの推進	59
基本目標Ⅱ 共に参加できる環境づくり	63
1. 療育・教育の充実	63
2. 雇用・就労の充実	67
3. 社会参加の促進	70
基本目標Ⅲ 心をかよわせ、支えあう意識・体制づくり	74
1. 障害者理解の促進・差別の解消	74
2. 権利擁護の推進・虐待の防止	77
3. 思いやりのある地域づくりの推進	80
第5章 計画の推進と国・県への要望	83
1. 計画の推進・フォロー体制	85
資料編	87
◇ 用語解説	89
◇ 指定難病（333疾病）一覧	97

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 八千代市における障害者施策の推進

八千代市では、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、平成10年3月に「八千代市障害者計画」を策定し、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策の推進を位置付け、障害者福祉の向上を図ってきました。

障害者計画が策定され20年以上が経過する中で、計画の目標像として掲げた「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」まちづくりの実現に向け、市内のバリアフリー化や相談支援体制の強化などの施策が進んでいます。

(2) 国・県における障害者施策の動向

国では、平成30年3月に、国の「障害者基本計画（第4次計画 平成30年度～令和4年度）」が新たに策定されています。

千葉県では、「第七次千葉県障害者計画(令和3年度～令和5年度)」が策定され、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築を目指した総合的・計画的な施策の展開が図られています。

(3) 八千代市における地域福祉の推進

少子超高齢化や核家族化の進行、世帯の少人数化の進行などを背景として、地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、市民が抱える課題は多様化・複雑化しています。これらの課題の解決に向けては、地域福祉推進の主役である住民が、地域の課題を自らのものにとらえ、主体的に地域福祉活動に参画することが必要です。さらに、地域・関係団体などと行政が連携を図りながら、地域が抱える複雑な課題を包括的に対応していく体制が求められます。このことを踏まえ八千代市では令和3年に地域福祉計画（令和3年度～令和6年度）を策定し、地域福祉のより一層の推進を図ります。

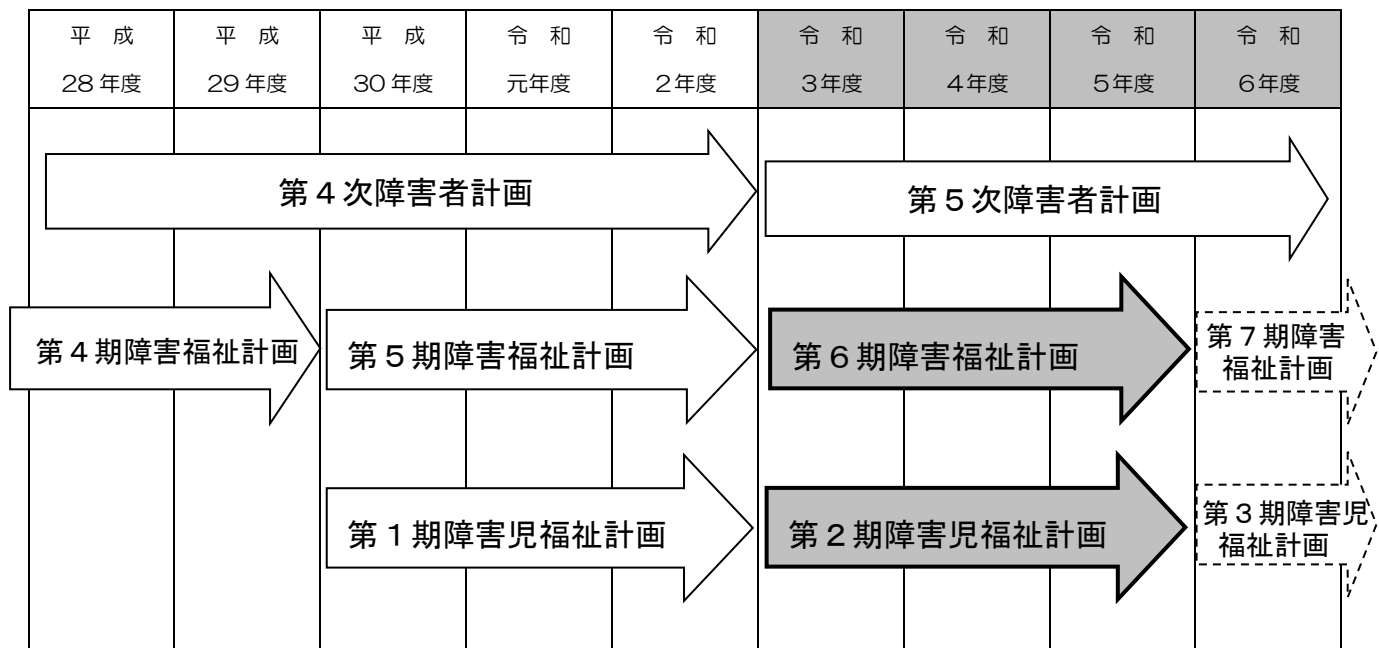
(4) 八千代市第5次障害者計画の策定

これらの国や県の障害者施策の動向や本市の地域福祉の推進への取り組み、障害のある人を取り巻く現状を踏まえ、令和2年度をもって計画期間を終了する「八千代市第4次障害者計画」の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、令和3年度からの「八千代市第5次障害者計画（令和3年度～令和6年度）」を策定しました。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

■ 障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間について

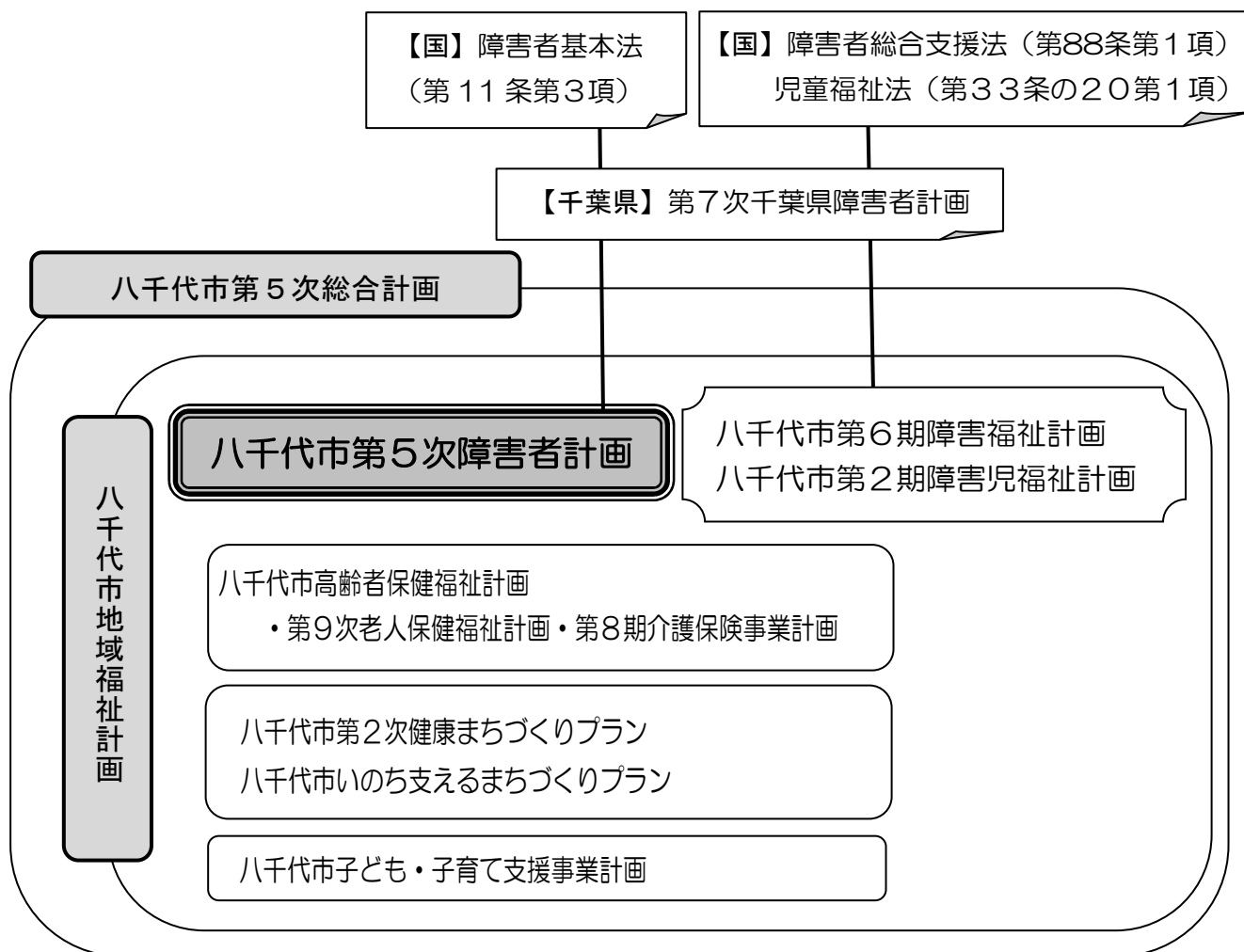


上記期間中、社会経済情勢や法制度の変化等により必要に応じて、部分的変更や、見直しを行います。

3. 計画の位置付け

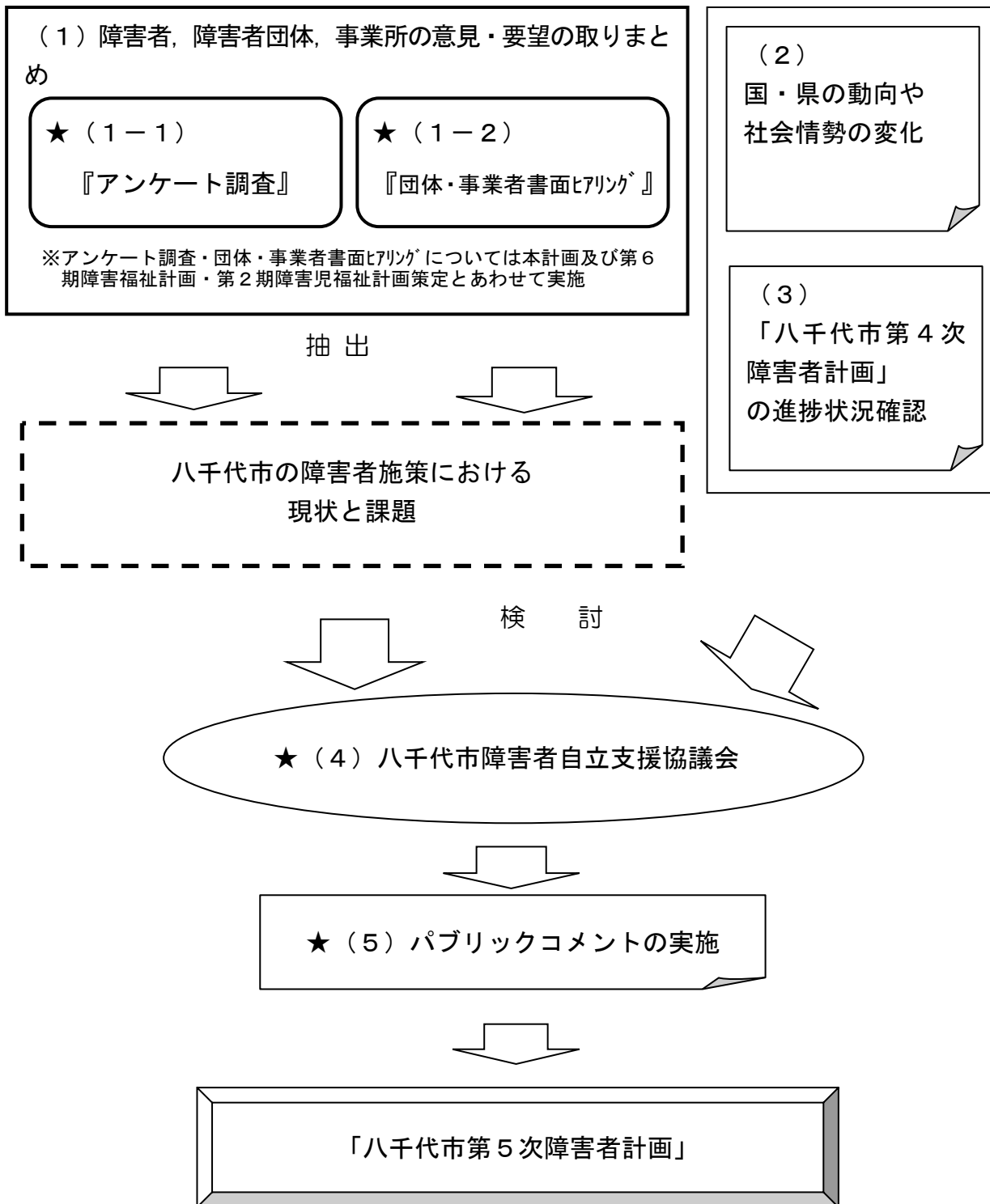
- 本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。
- 国及び県が策定した関連計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的、計画的に推進します。
- 最上位計画である「八千代市第 5 次総合計画」の個別計画として位置付けます。
- 地域福祉の推進を目的とする「八千代市地域福祉計画」の個別計画として位置付けます。また、その他の関連計画と整合性をもって策定します。
- 市が取り組む今後の障害者施策の方向性を明示することにより、関係機関・各種団体などが行う自主的な活動の一助となることを期待いたします。

■ 障害者計画と他計画の関係について



4. 計画策定の方法

「八千代市第5次障害者計画」の策定は以下のようなフローで行いました。



※ 「★」は、計画の策定に当たって、市民の方々にご参加いただいたことを示します。

(1) 障害者や事業者などの意見・要望の取りまとめ

本計画の策定に当たっては、市内在住の障害者、市内事業者や市民の方からの意見を多くいただき、反映することを主眼に、以下の方法で実施しました。

(1-1) 「アンケート調査」

手帳をお持ちの障害当事者の障害者施策に関する意識の傾向や、具体的な要望を把握するため、本計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定にあわせてアンケートを実施しました。

(1-2) 「団体・事業者書面ヒアリング」

障害当事者や家族、サービス提供事業者などから、意見や要望を聴くため、本計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定にあわせて「団体・事業者書面ヒアリング」を実施しました。

(2) 国・県の動向や社会情勢の変化

国においては平成30年3月には、国の「障害者基本計画（第4次計画 平成30年度～令和4年度）」が新たに策定され、県においても、これらの動向を踏まえ、令和3年3月に「第七次千葉県障害者計画」が策定されています。

このような国・県の最新の動向について、社会情勢全体の変化も含めて検証・分析を行い、その結果を本計画の内容に盛り込みました。

(3) 「八千代市第4次障害者計画」各施策・事業の進捗状況確認

「八千代市第4次障害者計画」の各施策・事業の進捗状況について、実際に担当・管理している部課により記入・作成された事業調書を取りまとめ、施策や事業の進捗状況について確認し、本計画の内容の枠組みを作りました。

上記(1)～(3)の結果から、現在の八千代市の障害者施策を取り巻く課題や課題解決のための方向性、必要な施策について検討を行い取りまとめました。

(4) 八千代市障害者自立支援協議会

障害福祉に関する関係者により、地域の相談支援に関するネットワーク構築、社会資源の開拓及び改善など協議を行う機関です。

計画策定に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、分科会及び代表者会議による協議を行い、提言をいただきました。

(5) パブリックコメントの実施

協議会からの提言等を受けて素案を決定し、パブリックコメントを実施し、市民からのご意見をいただきました。

第 2 章 八千代市の障害のある人を取りまく現状

第1節 障害のある人の状況

1. 身体障害者

本市における身体障害者(児)の数(身体障害者手帳所持者数)は、令和2年3月31日現在で5,473人、このうち18歳以上が5,360人、18歳未満が113人となっています。

平成27年度から令和元年度までの推移をみると、身体障害者は平成30年度まで減少傾向でしたが、令和元年度で増加に転じています。総人口に対する割合をみてみると、令和2年3月31日現在の市の総人口200,275人に対し、2.7%となっています。これは全国の数値3.4%(資料：令和元年版障害者白書)と比べて0.7ポイント、また、県の数値2.9%(資料：千葉県ホームページ)と比べても0.2ポイント低くなっています。

表1 身体障害者手帳所持者の推移 (単位：人、各年度3月31日現在)

区分 \ 年度	平成27	28	29	30	令和元
身体障害者数	5,463	5,333	5,304	5,255	5,360
身体障害児数	124	123	120	117	113
合計	5,587	5,456	5,424	5,372	5,473

障害等級別では、重度の「1級」の方が、例年最も多くなっており、「4級」「3級」「2級」と続いています。「5級」「6級」の方は「1級」から「4級」までと比べて少なくなっています。

表2 身体障害者手帳所持者の等級別推移 (単位：人、各年度3月31日現在)

等級 \ 年度	平成27	28	29	30	令和元
1級	1,919	1,874	1,889	1,877	1,887
2級	819	792	788	781	796
3級	939	902	872	823	842
4級	1,372	1,356	1,335	1,339	1,378
5級	258	251	264	275	282
6級	280	281	276	277	288
合計	5,587	5,456	5,424	5,372	5,473

障害の種類別では、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」となっています。

表3 身体障害者手帳所持者の種類別推移 (単位：人, 各年度3月31日現在)

区分 \ 年度	平成 27	28	29	30	令和元
視覚障害	363	347	354	351	366
聴覚・平衡機能障害	358	360	359	370	384
音声・言語・ そしゃく機能障害	80	81	81	79	87
肢体不自由	2,963	2,868	2,801	2,726	2,718
内部障害	1,823	1,800	1,829	1,846	1,918
合計	5,587	5,456	5,424	5,372	5,473

2. 知的障害者

知的障害者(児)の数(療育手帳所持者数)は、令和2年3月31日現在で1,270人となっており、このうち18歳以上は889人、18歳未満は381人となっています。

総人口に対する割合では、令和2年3月31日現在の市の総人口200,275人に対し、0.6%を占めています。これは全国の数値0.9%（資料：令和元年版障害者白書）と比べて0.3ポイント、また、県の数値0.7%（資料：千葉県ホームページ）と比べて0.1ポイント低くなっています。

平成27年度から令和元年度までの推移をみると、知的障害者(児)は増加しています。

表4 療育手帳所持者の推移（単位：人、各年度3月31日現在）

区分 \ 年度	平成27	28	29	30	令和元
知的障害者	707	752	805	845	889
知的障害児	356	361	355	366	381
合計	1,063	1,113	1,160	1,211	1,270

障害の程度別では、平成27年度から令和元年度までの傾向としては、いずれも増加傾向にありますが、特に「軽度」で増加率、増加人数ともに高くなっています。

表5 療育手帳所持者の程度別推移（単位：人、各年度3月31日現在）

程度 \ 年度	平成27	28	29	30	令和元
重度	404	412	425	447	467
中度	269	281	308	313	318
軽度	390	420	427	451	485
合計	1,063	1,113	1,160	1,211	1,270

3. 精神障害者

令和2年3月31日現在,本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,541人です。

総人口に対する割合では,令和2年3月31日現在の市の総人口200,275人に対し,0.8%を占めています。全国の数値は,医療機関を利用した精神疾患患者数を精神障害者数としているため正確な比較はできませんが,3.3%(資料:令和元年版障害者白書)となっています。一方,県の数値は0.8%(資料:千葉県ホームページ)で本市と同じ割合となっています。

手帳の等級別では,「2級」が最も多くなっています。平成27年度から令和元年度までの推移をみると,合計人数は毎年増加しており,「1級」は微減となっています。

表6 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移 (単位:人,各年度3月31日現在)

等級 \ 年度	平成27	28	29	30	令和元
1級	233	235	227	228	222
2級	609	692	759	854	902
3級	224	265	295	325	417
合計	1,066	1,192	1,281	1,407	1,541

自立支援医療(精神通院)受給者数は,令和2年3月31日現在で2,709人,平成27年度から令和元年度までの推移をみると,平成30年度以降の増加が大きくなっています。

表7 自立支援医療(精神通院医療)受給者数 (単位:人,各年度3月31日現在)

区分 \ 年度	平成27	28	29	30	令和元
自立支援医療 制度利用者数	2,310	2,399	2,389	2,566	2,709

4. 発達障害者

平成 22 年に障害者自立支援法が一部改正され、発達障害者が障害者の定義に含まれる事が明確化されましたが、その対象者数の把握は難しい状況です。発達障害の原因はよくわかっていませんが、現在では脳機能の障害と考えられていて、小さいころから症状が現れています。発達障害は大人にも子どもにもみられます。八千代市児童発達支援センターでの新規面接の状況は、令和元年度に 311 名で、発達遅滞を面接事由とした方は約 85%でした。

※発達障害者とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害があって、その発達障害を有するために、日常生活又は社会生活に制限を受ける人を言います。

5. 難病患者

本市の難病患者の数は、県が実施している「指定難病医療費助成制度」及び「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の受給者数でみると、令和 2 年 3 月 31 日現在、それぞれ 1,256 人、155 人で、合計 1,411 人となっています。総人口に対する割合では、令和 2 年 3 月 31 日現在の市の総人口 200,275 人に対し、0.7%を占めています。

表 8 難病患者数の推移 (単位：人、各年度 3 月 31 日現在) 資料提供：習志野健康福祉センター

区分 \ 年度	平成 27	28	29	30	令和元
指定難病 医療受給者数	1,259	1,332	1,219	1,238	1,256
小児慢性特定疾病 医療受給者数	159	155	149	144	155
合計	1,418	1,487	1,368	1,382	1,411

6. 高次脳機能障害者

交通事故や病気等で脳に障害を受けたことが原因で、対人関係や生活への適応に困難を示す障害が高次脳機能障害です。高次脳機能障害と診断されれば「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象になりますが、身体的な後遺症がない場合、高次脳機能障害は外見から障害の判断が付きにくい上、障害の内容や程度もさまざまであるため、人数等の実態把握が難しくなっています。

市には近年では年間 10 件弱の相談があり、高次脳機能障害者においては、社会参加や安定した在宅生活をいかに行えるかが課題であり、そのためには一人ひとりにあった支援が不可欠です。

第2節 八千代市におけるおもな障害者施策・事業の進捗状況について

「八千代市第4次障害者計画」の期間中に、市の各部署が取り組んだ障害者施策・事業の進捗状況は次のとおりです。

1. 事業の進捗状況

●障害福祉サービスの利用状況

表9 障害福祉サービスの利用状況（単位：人，令和2年3月31日現在）

種別		区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童	難病
訪問系サービス	居宅介護		65	24	72	3	1
	重度訪問介護		6	0	0	0	0
	同行援護		55	0	0	0	0
	行動援護		4	43	0	0	0
	重度障害者包括支援		0	0	0	0	0
	小計		130	67	72	3	1
日中活動系サービス	生活介護		65	183	2	0	0
	自立訓練(宿泊型・生活訓練)		2	8	33	0	0
	自立訓練(機能訓練)		3	0	1	0	0
	就労移行支援		4	19	92	0	2
	就労継続支援(A型)		23	15	51	0	1
	就労継続支援(B型)		26	116	86	0	0
	就労定着支援		4	16	32	0	0
	療養介護		6	0	0	0	0
	短期入所		22	77	3	26	0
小計		155	434	300	26	3	
居住系サービス	共同生活援助		8	79	24	0	1
	施設入所支援		31	65	1	0	0
	自立生活援助		1	1	7	0	0
	小計		40	145	32	0	1
合計			325	646	404	29	5

●補装具費の支給

補装具費の支給とは、身体機能を補完又は代替し、かつ長期間にわたり使用するもの（義肢・装具・車椅子など）を購入する費用を公費で支給する制度です。

表10 補装具の支給件数（単位：件，各年度3月31日現在）

区分	年度	平成27	28	29	30	令和元
交付		162	187	188	162	173
修理		93	95	109	90	105

●地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害者等が地域で自立した日常生活、社会生活、就労等を営むことができるよう本市の社会資源及び利用する障害者等の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

① 相談支援事業（単位：か所）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
障害者相談支援事業		1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業		1	1	1	1	1

② 成年後見制度利用支援事業（単位：人）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
実利用人数		2	4	3	3	6

③ 意思疎通支援事業（単位：人，か所）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
手話通訳者派遣事業 （実利用者数）		45	43	43	53	49
要約筆記者派遣事業 （実利用者数）		14	12	11	12	8
手話通訳者設置事業 （実設置箇所数）		1	1	1	1	1

④ 日常生活用具給付等事業（単位：給付件数）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
介護・訓練支援用具		6	6	6	2	7
自立生活支援用具		23	18	16	12	11
在宅療養等支援用具		17	22	12	9	14
情報・意思疎通支援用具		30	20	24	27	35
排せつ管理支援用具		3,044	3,041	3,068	3,517	3,457
居宅生活動作補助用具(在宅改修費)		2	4	1	0	0

⑤ 移動支援事業

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
年間実利用者数		88	64	78	67	70
年間延べ利用時間数		8,385	6,191	6,690	5,972	5,886

⑥ 地域生活支援センター事業

地域活動支援センターⅠ型

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	<市内>設置箇所数	1	1	1	1	1
	年間実利用者数	87	79	81	81	81

地域活動支援センターⅢ型

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	<市内>設置箇所数	4	4	4	1	1
	年間実利用者数	76	72	71	12	13
	<市外>設置箇所数	3	2	1	1	3
	年間実利用者数	5	3	2	3	5

⑦ 訪問入浴サービス事業

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	実施箇所数	3	3	3	3	3
	実利用者数	10	10	7	6	9

⑧ 知的障害者職親委託制度

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	年間実利用者数	1	1	1	1	1

⑨ 日中一時支援事業

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	実施箇所数	25	28	25	29	33
	実利用者数	106	130	123	195	215

⑩ 社会参加促進事業

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	事業数	4	4	4	4	4

⑪ 理解促進研修・啓発事業, 自発的活動支援事業

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	理解促進研修・啓発事業	実施あり	実施あり	実施あり	実施あり	実施あり
	自発的活動支援事業	実施あり	実施あり	実施あり	実施あり	実施あり

●重度心身障害者福祉手当

20歳以上の身体障害者手帳1級から4級，療育手帳①からB1の方に手当を支給しています。（身体障害者手帳1級から3級及び療育手帳①からB1は2,500円，身体障害者手帳4級の方は1,500円を支給しています。）

表11 支給明細

区分 年度	支給人数合計	内訳		支給総額
		支給人数(2,500円)	支給人数(1,500円)	
平成27	4,342	3,191	1,151	116,912,500円
28	4,409	3,245	1,164	117,910,500円
29	4,546	3,360	1,186	118,899,000円
30	4,588	3,374	1,214	120,233,500円
令和元	4,599	3,371	1,228	120,768,500円

●心身障害児福祉手当

20歳未満の身体障害者手帳1級から4級，療育手帳①からB2の方に手当を支給しています。（身体障害者手帳1級から3級及び療育手帳①からB2は2,500円，身体障害者手帳4級の方は1,500円を支給しています。）

表12 支給明細

区分 年度	支給人数合計	月額		支給総額
		支給人数(2,500円)	支給人数(1,500円)	
平成27	435	426	9	13,032,500円
28	431	422	9	12,672,000円
29	450	441	9	13,019,500円
30	464	453	11	13,249,000円
令和元	467	457	10	13,370,000円

●重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1・2級，療育手帳①からA2の方が医療機関等で診療を受けた際に発生した，健康保険適用分の医療費を助成しています。

表13 支給明細（「支給額」の単位は「円」）

年度	国保		社保		後期高齢		合計	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
平成27	22,510	122,325,286	11,775	65,504,394	31,531	103,934,754	65,816	291,764,434
28	21,684	121,897,660	11,799	71,407,446	30,525	106,143,782	64,008	299,448,888
29	24,534	122,556,102	12,528	82,014,245	37,573	97,052,574	74,635	301,622,921
30	20,470	125,233,753	12,609	81,865,218	27,098	94,928,408	60,177	302,027,379
令和元	19,672	121,211,049	12,588	83,402,485	24,824	91,220,934	57,084	295,834,468

●難病者援護金

千葉県において定められている、「特定疾患」及び「小児慢性特定疾患」の各制度における受給者証等の交付を受けている方、又は八千代市が指定している疾病で医療機関を受診されている方に支給しています。

表 14 支給明細

年度	入院(月)	通院(月)	生活保護受給者(月)	支給総額
平成 27	321	11,405	225	30,342,500 円
28	231	8,204	0	21,665,000 円
29	297	6,613	0	18,017,500 円
30	302	8,991	0	23,987,500 円
令和元	175	5,530	0	14,700,000 円

●重度心身障害者介護手当

18歳以上の、居宅で6か月以上寝たきりの身体障害者を介護している方、また療育手帳(㉑1からA2)所持者の保護者に対し支給しています。

表 15 支給明細

年度	支給人数	月額	支給総額
平成 27	126	6,150	8,591,550 円
28	128	6,150	8,431,650 円
29	119	6,150	7,995,000 円
30	121	6,150	8,591,550 円
令和元	126	6,150	9,138,900 円

●手話通訳者等の設置・派遣(身体障害者福祉会と連携)

障害のある人の生活相談やコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者等の設置及び派遣を行っています。

表 16 手話通訳者等の設置・派遣の利用状況(単位:件)

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	相 談(設置)	699	624	794	991	1179
訪 問(設置)	869	921	997	968	836	
訪 問(派遣)	657	747	772	852	665	
合計	2,225	2,292	2,563	2,811	2,680	

●緊急通報システム

急病等の緊急事態が発生したときに素早い連絡体制で安全を確保するため、ひとり暮らしの重度身体障害者に対し、緊急通報システムを設置しています。

表 17 設置数（単位：台）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	設置数	5	7	6	5	4

●障害児の通学・通園状況

保育園等への保育士（指導員・教職員）の配置や保育士（指導員・教職員）の障害児保育に関する研修などを通じて、保育園等における障害児保育の充実を図っています。

●障害児保育の状況

表 18 保育園に通園している障害児数（単位：人，各年度 3 月 31 日現在）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	知的障害児	37	45	42	44	50
	身体障害児	2	4	2	0	0

●学童保育の充実

表 19 学童保育を利用している障害児数（単位：人）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	知的障害児	17	19	21	16	23

●就学相談

表 20 就学相談を利用している障害児数（単位：人）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	利用人数	154	184	244	243	239

●地域における防災体制の整備

災害を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるため、市民が自主的に「自主防災組織」を組織しています。状況は以下のとおりです。

表 21 組織数（単位：件）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	組 織 数	150	153	159	162	164

●災害時協力協定

各種団体や企業等と災害時における救急救護，災害復旧及び物資供給等の協力協定を締結しています。締結状況は下記のとおりです。

表 22 八千代市と災害時協力協定を結んでいる団体数（単位：団体）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	団 体 数	56	60	62	66	71

●福祉施設に対する消防訓練件数

表 23 訓練件数（単位：件）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	消防訓練	239(57)	215(56)	208(41)	220(49)	230(55)
	福祉施設	6	16	16	16	20

※（ ）内は，消防立会いでの指導件数

◇八千代市社会福祉協議会との連携

障害福祉に関する施策においては，八千代市社会福祉協議会と連携して，細かなニーズに対応できるサービスの提供に努めています。

●ボランティアの養成

ボランティア活動推進のため，ボランティアセンターの機能を十分に活用しながら，ボランティア活動の場の提供と養成に努めるための各種ボランティア講座を開催しています。

◆ 講座の名称と，実施回数・参加者数

令和元年度 小中学生向け「ボランティアスクール」（1回開催，8人参加）

令和元年度 地域の担い手養成講座（1回開催，80人参加）

平成30年度 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練（1回開催，47人参加）

(新型コロナウイルスの影響による訓練中止のため 30 年度実績を掲載)

●ゆいのわ八千代

NPO・企業・社協の協働による住民参加型生活支援サービスです。支援を受ける側だけではなく、支援の担い手側として障害者の活躍の場にもなります。支援を必要とする人と支援をする人をつなぐ、地域の支え合いのネットワークの形成を図ります。

●相談事業

多様なニーズに対応できるよう、法律相談・心配ごと相談・権利擁護相談を行い、各関係機関と協力・連携を図りながら、充実した相談事業を展開しています。

表 24 利用している障害者数（単位：人）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
法律相談		45	48	46	46	50
心配ごと相談		288	264	241	210	245
権利擁護相談		296	314	233	197	244

※法律相談・心配ごと相談については、障害児・者のみを対象とした事業ではないため、高齢者等障害者以外の人を含めた人数

●成年後見事業

成年後見制度の概要説明や利用したい方への申立書の作成支援等を行います。また、必要に応じて成年後見人としての受任を行います。

●日常生活自立支援事業

在宅での日常生活を送る上で、十分な判断能力が伴わない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援を行います。

●就労準備支援事業

直ちには就労することが困難な方に、コミュニケーション能力の習得、生活習慣の改善、就労体験などの支援や訓練を行います。

●福祉教育

「心のバリアフリー」をテーマとして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、ふれあい大学、企業などで児童・生徒等と障害のある当事者との交流などを行います。

●防災寺子屋

防災への理解を図るため小学校、中学校、高等学校、自治会等で「防災寺子屋」を開催するなど、災害時、緊急時の体制づくりを図ります。

●おもちゃの図書館

障害のあるなしに関係なく、世代を超えたたくさんの方々が、おもちゃを通じて心のふれあいができる場を提供しています。

表 25 利用人数（単位：人）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	利用人数	825	562	504	589	401

※ 障害児・者のみを対象とした事業ではないため、高齢者等障害者以外の人を含めた人数

●コーヒーと音楽の集い

障害のあるなしに関係なく、音楽を通じてお互いに理解し、支え合う関係をつくる場を提供しています。

表 26 利用人数（単位：人）

区分	年度	平成 27	28	29	30	令和元
	利用人数	2,005	1,692	1,604	1,725	1,623

2. 市内施設のバリアフリー化

市内の各施設では、障害のあるなしにかかわらず利用しやすい環境づくりを目指して建設や改修の時期に合わせてバリアフリー化を行うなど、実行できる部分から改修を進めています。

◇公共施設の新設

令和元年 10 月に移転し、運用開始した東消防署には、障害者用駐車スペースを整備し、また、多目的トイレを設置しています。

◇交通機関の改修

●駅のバリアフリー施設整備

東葉高速線

東葉勝田台駅	視覚障害者用誘導チャイム (29 年度)
村上駅	視覚障害者用誘導チャイム (29 年度)
	車椅子対応券売機 (30 年度)
八千代中央駅	視覚障害者用誘導チャイム (30 年度)
	車椅子対応券売機 (30 年度)
八千代緑が丘駅	視覚障害者用誘導チャイム (28 年度)
	車椅子対応券売機 (30 年度)

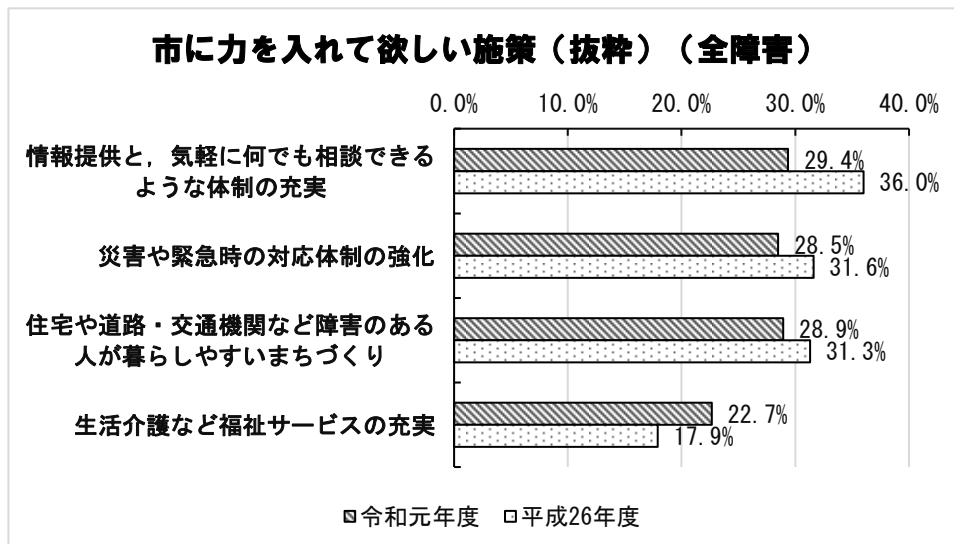
京成本線

勝田台駅	内方線付き点状ブロック (30 年度)
京成大和田駅	下りホームのスロープ設置等 (28 年度)
	上りホーム及び改札外スロープ、多機能トイレ、内方線付き点状ブロックの設置等 (29 年度)
八千代台駅	内方線付き点状ブロック (30 年度)
	西口へのエレベーター整備 (令和 2 年度)

3. アンケートからみられる障害者・障害児の要望や現状

令和元年12月に実施した障害者計画・障害福祉計画等改定のためのアンケート結果（抜粋）です。

(1) 施策全般



市に力を入れてほしい施策（障害別・上位3位）

	身体障害 (n=603)	知的障害 (n=74)	精神障害等 (n=134)
1位	住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり 37.3%	福祉サービスを利用できる事業所の整備 33.8%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 35.8%
2位	災害や緊急時の対応体制の強化 31.2%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 ／情報提成年後見制度など	近隣の企業などで就労できるような職場の開拓 ／就労のための各種支援の体制づくり
3位	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 28.2%	障害のある人の人権を守るためのしくみの推進 31.1%	25.4%

市に力を入れてほしい施策として、「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」がいずれの障害種別においても上位に挙げられています。

(2) 障害福祉サービス関係

今後利用したいサービス（上位3位）

【障害者一般】

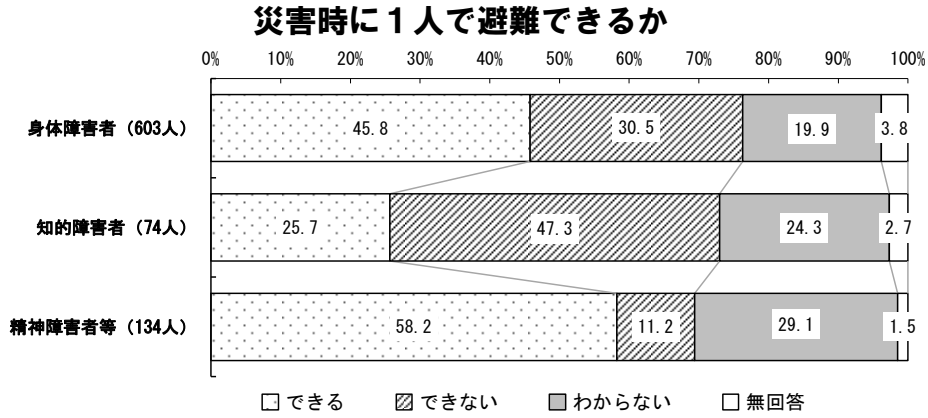
	身体障害 (n=603)	知的障害 (n=74)	精神障害等 (n=134)
1位	計画相談支援 17.2%	計画相談支援 36.5%	計画相談支援 24.6%
2位	短期入所(ショートステイ) 12.6%	短期入所(ショートステイ) 32.4%	就労継続支援 ／自立生活援助 20.9%
3位	地域移行支援 11.9%	共同生活援助 (グループホーム) 28.4%	

【障害児・保護者】

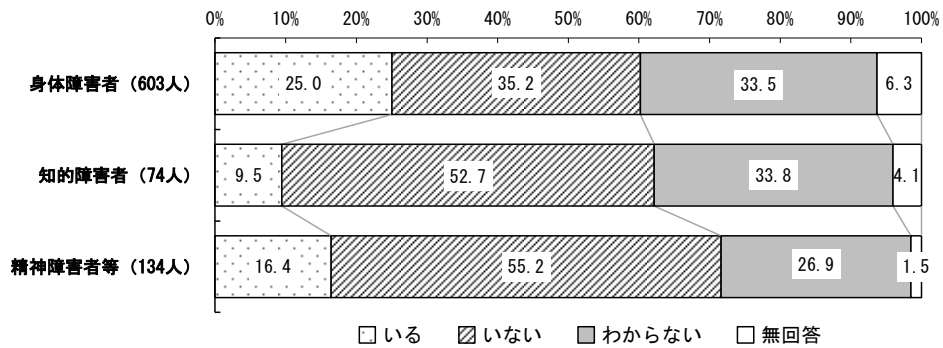
	身体障害 (n=20)	知的障害 (n=62)	精神障害等 (n=9)
1位	放課後等デイサービス 55.0%	放課後等デイサービス 43.5%	自立訓練(機能訓練・生活訓練) 22.2%
2位	短期入所(ショートステイ)／ 計画相談支援 40.0%	自立訓練(機能訓練・生活訓練) 35.5%	地域定着支援／児童発達支援 ／放課後等デイサービス 11.1%
3位		計画相談支援 30.6%	

今後利用したいサービスとして、障害者では計画相談支援が、障害児では放課後等デイサービスが多くなっており、短期入所については、障害児、障害者いずれにも利用の希望が見られます。

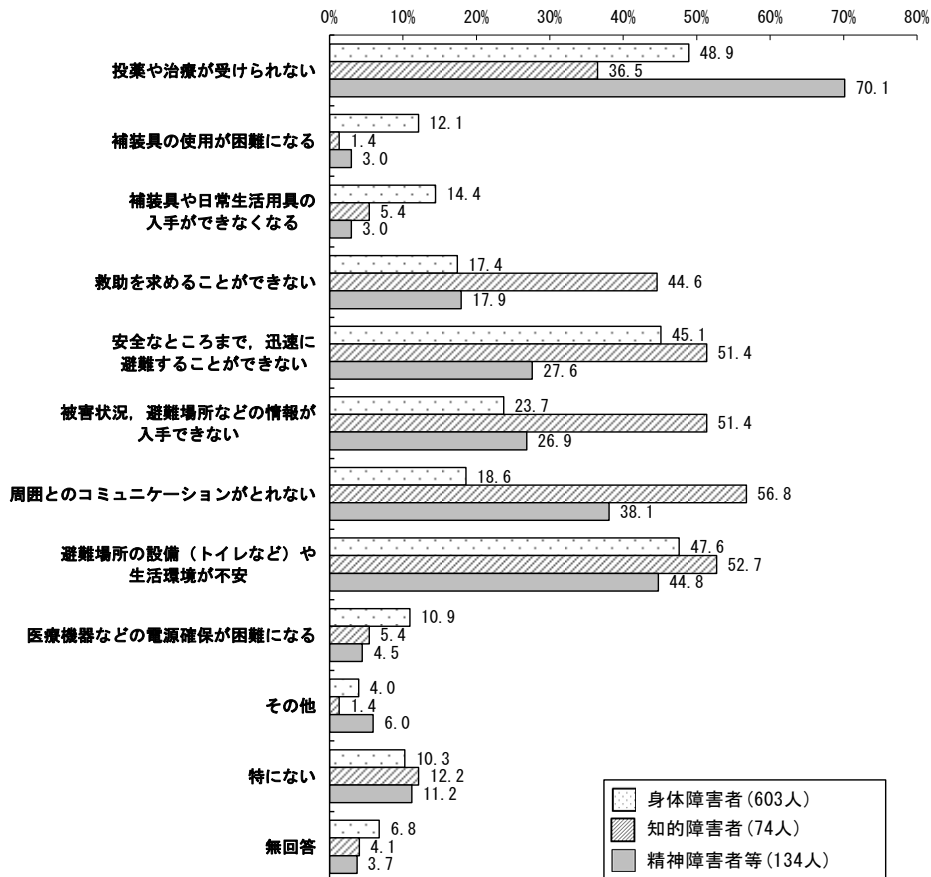
(3) 災害関係



家族が不在の場合や1人暮らしの場合、災害時、近所に助けてくれる人がいるか



災害時に困ること



災害時に1人で避難が「できない」と回答した方が、身体障害者で約3割、知的障害者では約5割に上り、家族が不在の場合や1人暮らしの場合、災害時、近所に助けられる人がいるかどうかの設問では、どの障害種別においても「いない」が「いる」を上回り、特に知的障害者と精神障害者等では過半数の方が「いない」と回答しています。また、災害時に困ることでは、どの障害種別においても「避難場所の設備や生活環境」への不安が4割以上となっており、身体障害者と精神障害者等では「投薬や治療が受けられない」ことについても回答が多くなっています。

(4) 就労関係

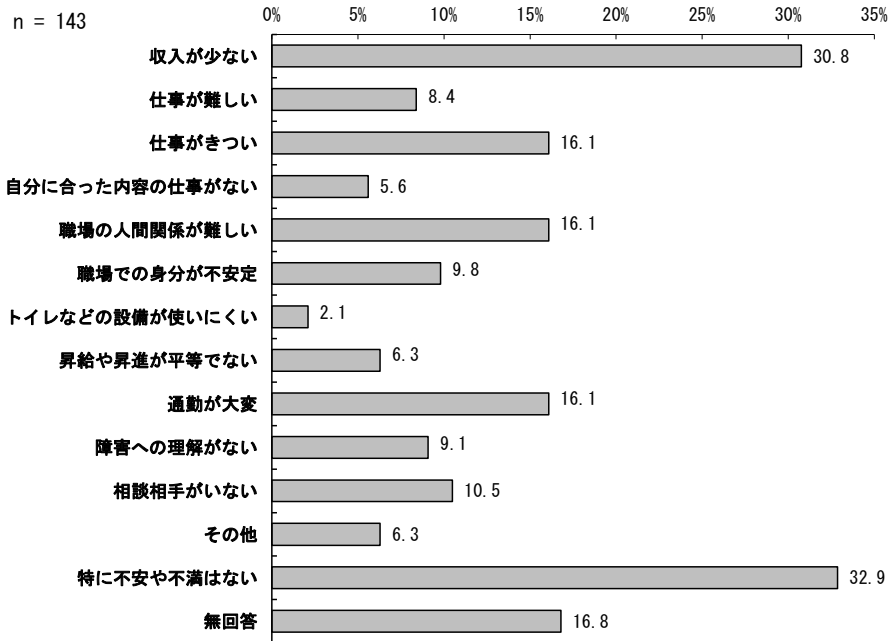
仕事に就いた主なきっかけ

※平日昼間に「働いている（企業などで「一般就労」している）」と答えた方への質問

カテゴリー名	人数	%
新聞・広告などで自分で探した	24	16.8
学校での進路指導・実習	19	13.3
ハローワークの紹介	17	11.9
知人・親族の紹介	16	11.2
福祉作業所や障害福祉サービス事業所などの訓練	8	5.6
障害者就業・生活支援センター	3	2.1
親のあとを継いだなど	3	2.1
職業訓練校などの指導・紹介	2	1.4
その他	41	28.7
無回答	10	7.0
合計	143	100.0

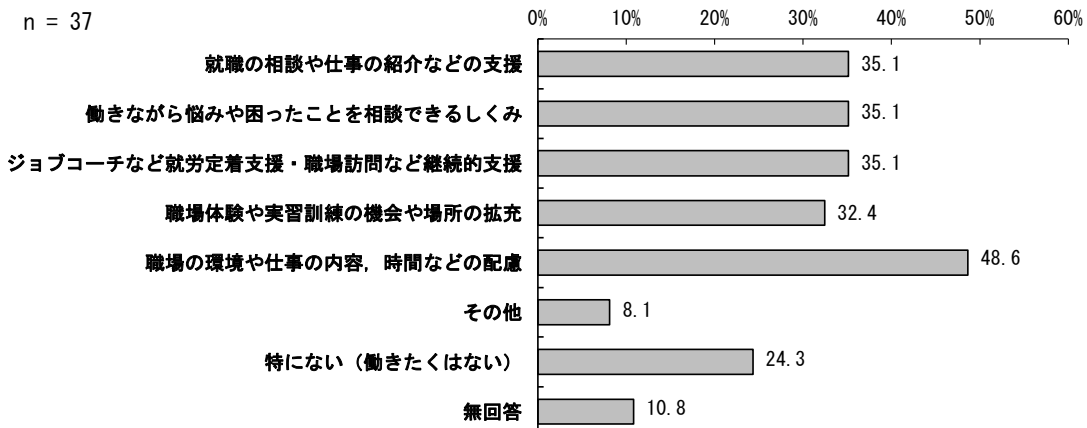
仕事上の不安や不満

※平日昼間に「働いている（企業などで「一般就労」している）」と答えた方への質問



一般就労への移行のために必要な支援

※平日昼間に「作業所などで働いている（福祉的就労）」と答えた方への質問



仕事についての主なきっかけでは、「新聞・広告などで自分で探した」(16.8%)、「ハローワークの紹介」(11.9%)、「知人・親族の紹介」(11.2%)など、障害福祉サービスを使わず就職した方が多くなっています。

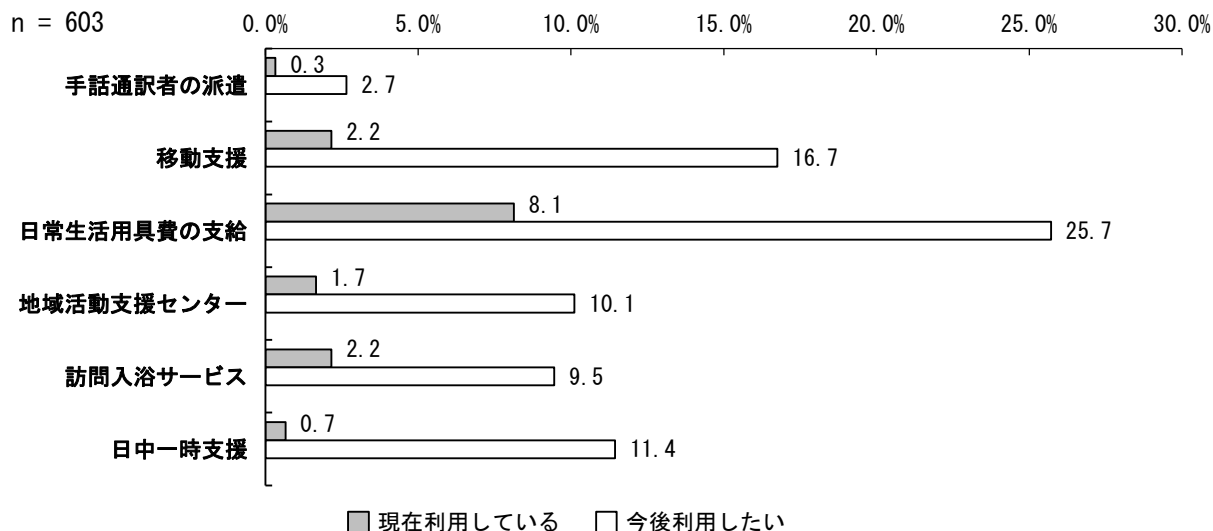
企業などで「一般就労」している方の仕事上の不安や不満として一番回答が多く挙げられたのは、「収入が少ない」(30.8%)でした。

また、福祉的就労をしている方に一般就労への移行のために必要な支援を聞いたところ、「職場の環境や仕事の内容、時間などの配慮」(48.6%)が最も多く、次いで「就職の相談や仕事の紹介などの支援」、「働きながら悩みや困ったことを相談できるしくみ」、「ジョブコーチなど就労定着支援・職場訪問など継続的支援」(35.1%)などとなっています。

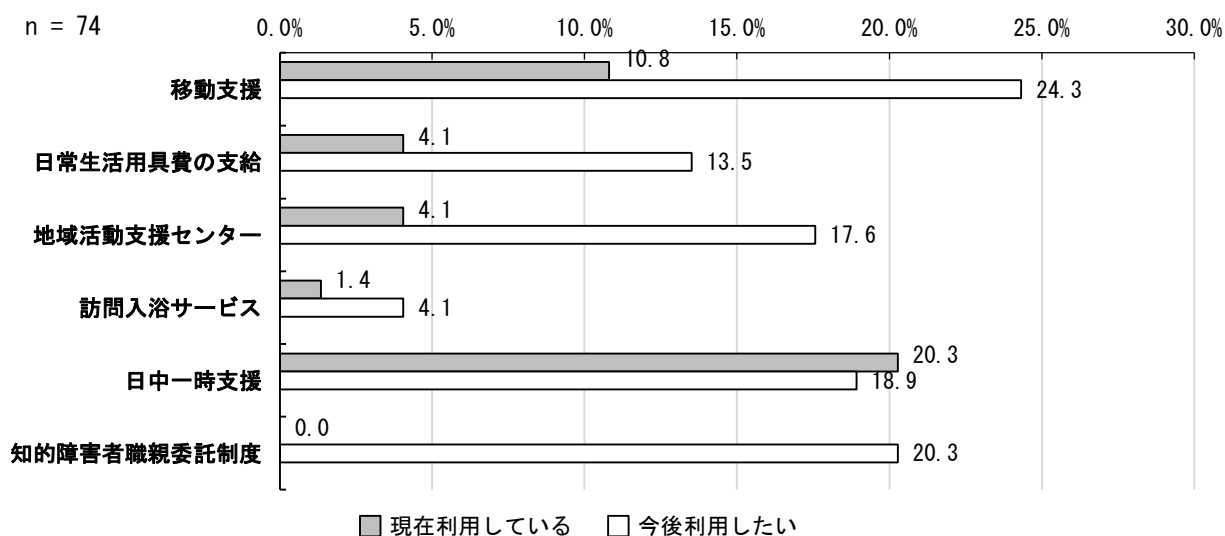
(5) 地域生活支援事業

八千代市の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向

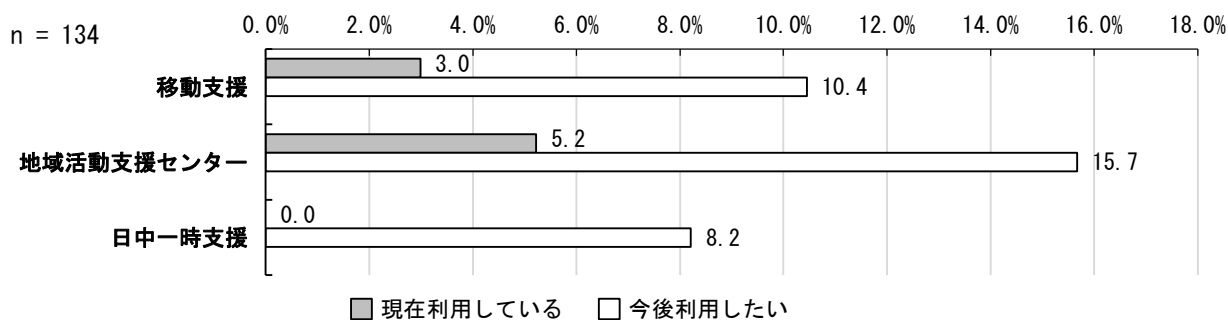
【身体障害者】



【知的障害者】



【精神障害者等】



地域生活を支援するためのサービスについて今後の利用意向は、身体障害者では「日常生活用具費の支給」、知的障害者では「移動支援」、精神障害者等では「地域活動支援センター」となっていて、障害種別によって大きく状況が異なっています。また、いずれの種別においても、現在利用している割合と比べ、今後利用したい方が多くなっており、潜在的な利用希望があることがわかります。

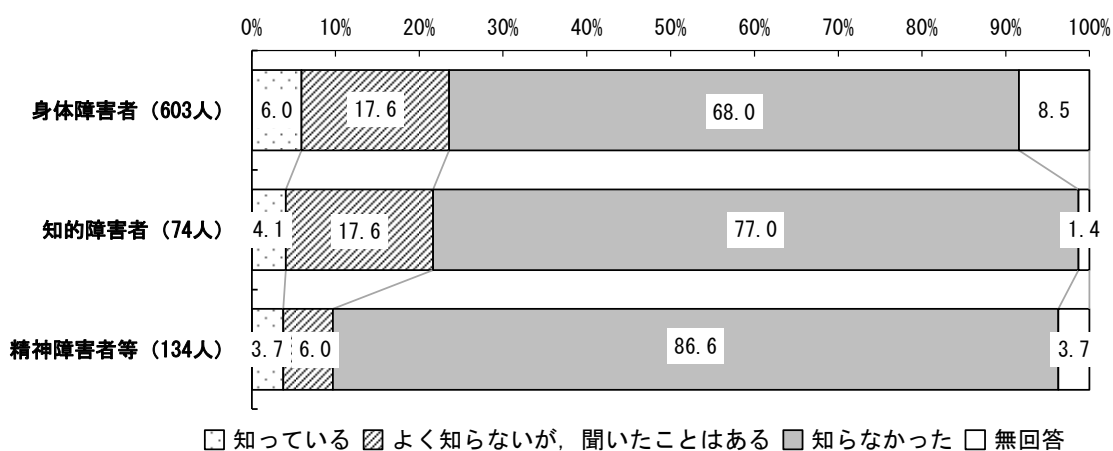
(6) 権利擁護

人権を損なう扱いを受けた経験について（上位3位）

	身体障害者（603人）	知的障害者（74人）	精神障害者等（134人）
1位	職場での労働条件や給料が、 周囲の人に比べて悪い・低い／差 別用語が使われた 3.2%	差別用語が使われた 18.9%	希望する仕事に就けなかった 17.2%
2位		職場での労働条件や給料が、 周囲の人に比べて悪い・低い 14.9%	差別用語が使われた 15.7%
3位	希望する仕事に就けなかった 2.2%	希望した学校に入学できなかった 6.8%	職場での労働条件や給料が、 周囲の人に比べて悪い・低い 14.2%

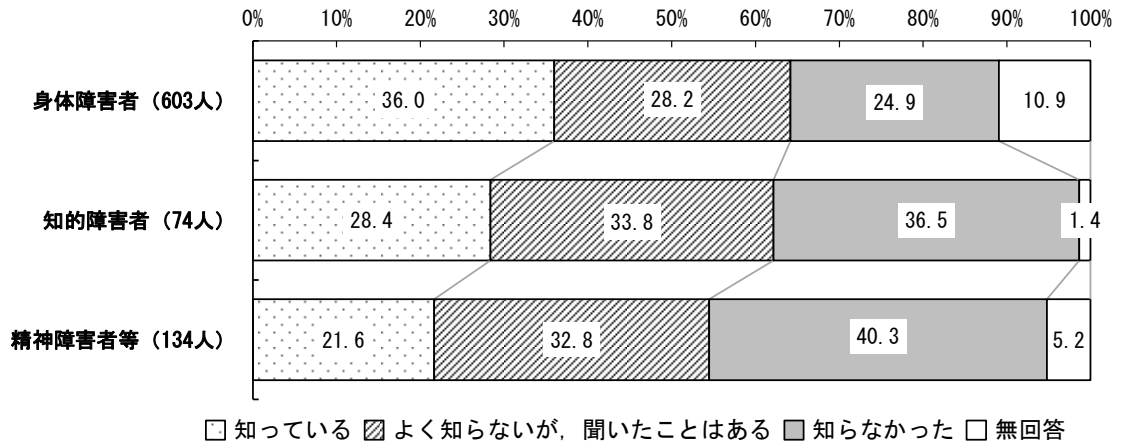
人権を損なう扱いを受けた経験について、「希望する仕事に就けなかった」、「差別用語が使われた」、「職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて悪い・低い」などが挙げられています。

障害者虐待防止センターの認知状況

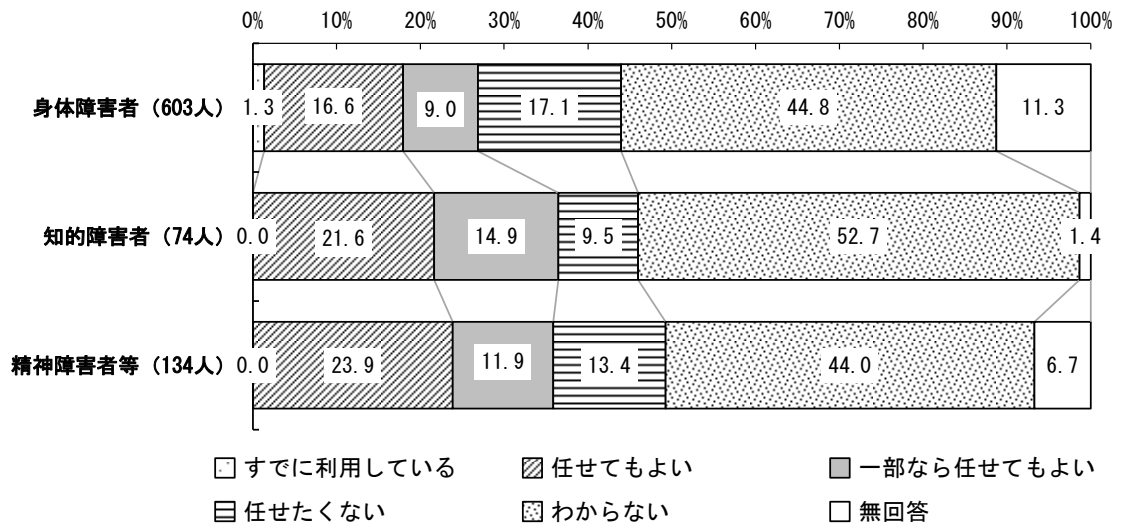


障害者虐待防止センターについては、どの障害種別においても6割以上の方が「知らなかった」と回答しており、特に精神障害者等では8割台半ばの方が認知していない状況となっています。

成年後見制度の認知状況



成年後見制度の利用について



成年後見制度について「知っている」と回答した方が、身体障害者では3割台半ば、知的障害者では3割弱、精神障害者等では約2割と、障害種別の差はありますが、一定程度制度の内容が浸透している状況です。しかし、成年後見制度の利用については、どの障害種別においても約2割の方が、後見人に財産管理等を「任せてもいい」と回答している一方、4割を超える方が「わからない」と回答しています。

4. 第4次障害者計画の進捗から見えてくること

手帳所持者数では、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれにおいても増加しており、各種サービス等の利用者も増加している事業が多くなっています。

平成26年に実施した障害者・障害児を対象とするアンケートでは、市に力をいれて欲しい施策の上位3位までとしては、「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」(36.0%)、「災害や緊急時の対応体制の強化」(31.6%)、「住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり」(31.3%)となっていました。

令和元年の同様の調査結果では「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」は29.4%と6.6%の減少となっておりますが、引き続き第1位の要望となっております。また、「災害や緊急時の対応体制の強化」と「住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり」は、それぞれ28.5%、28.9%となっており、わずかに減少していますが、上位3位の項目について変更はありませんでした。また、「生活介護など福祉サービスの充実」は、平成26年の調査結果17.9%に対し、令和元年は22.7%と増加率が最も大きくなっている項目です。その他第4次障害者計画の計画期間において取り組んだ障害福祉サービス、災害関係、就労関係、地域生活支援事業、権利擁護などの分野においても、アンケート結果から課題が見えてきます。

第4次障害者計画の進捗を確認するためPDCAサイクルに基づき障害者自立支援協議会を通じて第4章記載の各種施策の中間評価も行っており、①おおむね順調に進んでいる、②事業の改善や工夫が必要、③根本的な取り組みが必要、④完了のいずれかの評価を行い、重点的に取り組む項目について明確にして取り組むこととしてきました。また、各事業については、事業の実施の有無だけでなく、事業の内容についても質を上げるべきとの意見がありました。

このような結果から、第4次障害者計画の事業について、第5次障害者計画においても災害や、変化する社会情勢に応じその内容を充実させながら引き続き取り組み、また、第4次障害者計画期間中に新たに取り組みが始まった事業については第5次障害者計画に追加して記載し、事業を進めることとします。

第 3 章 計画の基本理念等

1. 計画の基本理念

国では、平成26年1月に「障害者権利条約」を締結しましたが、この条約の締結に向けて、障害者制度の集中的な改革が行われ、さまざまな国内法の整備が進められました。特に、平成23年6月に改正された障害者基本法では、第1条において「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とうたっており、「共生社会の実現」が目的として掲げられています。

本市としても、八千代市第4次障害者計画において、「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」を基本理念に掲げ、障害のある人に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

今後も、障害のあるなしにかかわらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して“共に暮らし、社会に参加していく”ことのできるまちの実現を目指していきます。

このテーマを実現させるため、本計画の基本理念は、引き続き

- 基本理念 -

「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」

とします。また、地域で共に暮らすため、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、障害者団体、教育機関、医療機関、介護サービス事業者、地域の住民、自治会などつながっていくことが必要となっています。このことからキャッチフレーズを

- キャッチフレーズ -

「つながりあいながら、地域でくらす」

とします。

2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し、各施策・事業を推進します。

基本目標Ⅰ	安心してくらするまちづくり
基本目標Ⅱ	共に参加できる環境づくり
基本目標Ⅲ	心をかよわせ、支えあう意識・体制づくり

基本目標Ⅰ 安心してくらするまちづくり

障害のある人たちが、住み慣れた地域で、自立し安心してくらするしていくために、相談・情報提供の充実や、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。また、障害者施設などの活動の場や、障害のある人がライフステージに合わせたくらし方を実現するために必要なグループホームなど、多様な生活の場の整備を進めます。

加えて、障害者総合支援法に基づく適切な事業運営を図ることで、サービス対象者の枠組みから外れる方が出ないように、新規サービスや既存サービスの充実についても検討を行い、サービスを提供する人材の確保・養成にも努めます。

また、障害の早期予防・発見や早期対応に加え、常時介護を要する人たちが地域でくらし続けられるよう、医療やリハビリテーションの環境について、継続的に支援していくことのできる体制づくりを進めます。

さらに、障害があっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できる「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」のまちづくりを目指すとともに、災害時においても、すみやかに安全が確保され、必要な援助を受けることができるまちづくりを目指します。このため、国や県の法律や条例、市の各種計画等と整合や調整を図りながら防災・防犯体制の整備に努めます。

基本目標Ⅱ 共に参加できる環境づくり

障害のある人もない人も共に学び、共に働き、分け隔てなく社会に参加していくことができる環境の整備を図ります。

そのために、障害のある子どもが、地域で暮らしていくために必要な力を養う療育・教育体制を充実させていくとともに、家族に対する心のケアも含めた相談支援を推進します。

また、障害者雇用に対する理解の促進・啓発や、就労に関する相談体制の強化を図り、一般企業への就労促進と定着の支援を図ります。あわせて、福祉的就労についても「障害者優先調達推進法」による優先調達の方針に基づき、障害のある人の就労機会増進に努めます。

さらに、障害のある人が生涯学習、スポーツ・文化活動などに積極的に参加できるよう、情報提供の充実や移動手段の確保など必要な条件整備を進めるとともに、地域や社会との接点となる交流機会や社会参加の場の拡充を図ります。

基本目標Ⅲ 心をかよわせ、支えあう意識・体制づくり

障害のある人もない人も地域で共に支えあう社会の構築を目指し、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが重要です。おもいやりの心・やさしい心を持つことができるように、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を推進します。

また、障害のある人たちに対する差別や偏見をなくすため、「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を進め、障害を理由とする差別の解消に努めます。あわせて、成年後見制度の適切な活用による障害のある人の権利の擁護や、「障害者虐待防止法」に基づく障害のある人への虐待防止対策に取り組みます。

加えて、ボランティア活動など地域住民の自主的な活動を支援し、地域における支えあい・助けあいのネットワークづくりを支援します。

3. 計画の基本的視点

基本理念の実現に向け、本計画を進めていくに当たって、次の6つを各分野共通の視点とします。

視点1 障害のある人の主体性の尊重と社会参加の促進

- 障害のある人自らが選択し、自らの能力を発揮して自己実現と社会参加を果たすことができるよう支援します。また、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聴くなど、その意見を尊重します。
- 障害のある人が自らの意思を表明できるように、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

視点2 権利擁護の推進と差別の解消

- 障害者差別解消法等に基づき、障害のある人もない人も、ともに人格と個性を尊重しあいながらくらししていける地域社会づくりを推進します。
- 成年後見制度の活用等、障害のある人の権利を守る体制づくりを進めるとともに、権利擁護や差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

視点3 障害特性等に配慮したきめ細やかな支援の推進

- 性別、年齢、障害の特性、生活の実態等、障害のある人一人ひとりの状態やニーズを的確に把握し、適切な施策の推進を図ります。
- 難病、発達障害、高次脳機能障害等の障害について、理解が進むよう広報・啓発活動を行うとともに、障害特性を踏まえたきめ細やかな支援を行います。

視点4 ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化の推進

- 障害のある人にとってのハード面のバリア（障壁）だけでなく、制度や慣行、偏見などソフト面も含め、社会全体のバリアフリー化を推進します。
- 社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等民間団体の取り組みを積極的に支援します。

視点5 切れ目のない総合的・計画的な施策の推進

- 障害のある人がライフステージに応じた支援を受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野が密接に連携し、総合的かつ切れ目のない支援を行います。
- 限られた財源や人材の中で、必要な支援やサービスを切れ目なく提供していくために、関連する他の施策・計画等との整合・連携を図りながら、総合的・計画的に施策の展開を図ります。

視点6 多機関協働による地域福祉の推進

- 障害者が介護サービスを利用する場合や、複合した課題を抱えるケースを解決するため、関係する機関が協働して支援します。

4. 計画の体系

〈基本理念〉 住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する
～つながりあいながら、地域でくらす～

〈基本目標1〉 安心してくらすまちづくり

1. 相談体制・情報提供の充実

- (1) 相談体制の充実 (2) 情報提供の充実

2. 福祉サービスの充実

- (1) 地域生活を支えるサービスの充実 (2) 生活の場の確保・整備

3. 保健・医療の充実

- (1) 健康を守るサービスの推進 (2) リハビリテーションの充実

4. 安全で住みやすいまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 防災・防犯対策の推進
(3) 感染症に係る取り組み

〈基本目標2〉 共に参加できる環境づくり

1. 療育・教育の充実

- (1) 相談体制の充実 (2) 療育の充実
(3) 障害のある児童生徒のための教育の充実

2. 雇用・就労の充実

- (1) 雇用の促進 (2) 就労の機会の確保

3. 社会参加の促進

- (1) 情報伝達・移動手段の確保・充実 (2) 交流・参加機会の拡充
(3) 生涯学習の充実

〈基本目標3〉 心をかよわせ、支えあう意識・体制づくり

1. 障害者理解の促進・差別の解消

- (1) 障害に対する理解の促進 (2) 行政サービス等における配慮

2. 権利擁護の推進・虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進 (2) 障害者虐待防止対策の推進

3. 思いやりのある地域づくりの推進

- (1) 地域のたすけ合い活動の推進 (2) 障害者団体等への支援

第 4 章 施策の展開

【個別施策の体系】

基本目標	施策の展開	基本施策	個別施策	
1 安心してくらしをまわすまちづくり	1. 相談体制・情報提供の充実	(1)相談体制の充実	① 相談体制の充実 ② 専門職員の配置 ③ 地域において相談や支援を行う人材の育成	
		(2)情報提供の充実	① 情報提供の充実 ② 各種広報媒体の活用 ③ 行政情報のバリアフリー化	
	2. 福祉サービスの充実	(1)地域生活を支えるサービスの充実	① 「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの実施 ② 在宅福祉サービスの充実 ③ 介助(介護)者支援の充実 ④ 一人ひとりに見合ったサービスの提供 ⑤ 地域生活支援拠点等の整備	
		(2)生活の場の確保・整備	① 多様な生活の場の整備 ② 在宅で暮らすための支援の促進	
	3. 保健・医療の充実	(1)健康を守るサービスの推進	① 障害の発生予防・早期発見や早期対応の充実 ② 医療体制の充実 ③ 精神保健施策の推進 ④ 難病等に対する施策の推進 ⑤ 保健・医療・福祉の連携強化 ⑥ 医療費助成制度や各種手当制度の周知 ⑦ 医療的ケア児・者への支援	
		(2)リハビリテーションの充実	① 医療的リハビリテーションの充実 ② その他のリハビリテーションに関わるサービスの充実	
	4. 安全で住みやすいまちづくりの推進	(1)福祉のまちづくりの推進	① バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ② バリアフリーマップの作成	
		(2)防災・防犯対策の推進	① 障害のある人に配慮した防災対策の推進 ② 災害・防犯情報の伝達 ③ 消費者被害の防止	
		(3)感染症に係る取り組み	① 事業所への支援	
	2 共に参加できる環境づくり	1. 療育・教育の充実	(1)相談体制の充実	① 相談機能、連携の強化 ② 就学相談の充実
			(2)療育の充実	① 「八千代市児童発達支援センター」の機能強化 ② 障害児の支援 ③ 保育園、学校等への支援
			(3)障害のある児童生徒のための教育の充実	① 特別支援教育の充実 ② インクルーシブ教育システムの推進 ③ 学校施設の改善
2. 雇用・就労の充実		(1)雇用の促進	① 相談体制の強化 ② 障害者雇用に対する理解の促進 ③ 「チャレンジオフィスやちよ」の充実 ④ 「八千代市高齢者等雇用促進奨励金制度」の利用促進	
		(2)就労の機会の確保	① 就労の機会の確保	
3. 社会参加の促進		(1)情報伝達・移動手段の確保・充実	① 情報伝達・意思疎通支援の充実 ② 日常生活の移動手段の確保 ③ 「身体障害者補助犬法」の周知	
		(2)交流・参加機会の拡充	① 機会や場づくりの推進 ② イベント・企画行事等に対する支援 ③ 八千代市障害者福祉センターの活用	
		(3)生涯学習の充実	① スポーツ・レクリエーションの充実 ② 公共施設のバリアフリー化の推進 ③ 文化芸術活動の充実	
3 支えあう意識・体制づくり		1. 障害者理解の促進・差別の解消	(1)障害に対する理解の促進	① 理解促進・啓発活動の推進 ② 障害を理由とする差別の解消 ③ 障害者のコミュニケーション手段の理解促進
	(2)行政サービス等における配慮		① 行政職員等の障害者理解の促進 ② 選挙における配慮の実施等 ③ 障害当事者参画の促進	
	2. 権利擁護の推進・虐待の防止	(1)権利擁護の推進	① 権利擁護の推進 ② 成年後見制度の利用の促進	
		(2)障害者虐待防止対策の推進	① 障害者虐待防止法の周知 ② 関係機関との連携強化	
	3. 思いやりのある地域づくりの推進	(1)地域のたすけ合い活動の推進	① ボランティア養成と活動支援の推進 ② 地域ぐるみ福祉活動への支援 ③ 福祉・交流教育の充実	
		(2)障害者団体等への支援	① 活動の場の確保 ② 障害者団体の活動の支援	

基本目標Ⅰ 安心してくらせるまちづくり

1 相談体制・情報提供の充実

＜課題と課題解決のための方向性＞

- ◇ 障害のある人が地域で安心してくらししていくためには、身近な地域で十分な相談支援が受けられる体制の構築が必要不可欠です。障害福祉サービス等を利用する人は相談支援事業所等を利用する体制となっていますが、今後も、サービスを必要とする方一人ひとりに合ったケアマネジメントができるよう、相談支援体制を整備していく必要があります。
また、障害福祉サービスを利用しない方のニーズの把握や支援についても課題となります。
- ◇ アンケート調査の結果では「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」が市に力を入れてほしい施策としてあがっており、情報提供や相談機能の一層の充実・強化するための施策を進めることが必要です。
- ◇ また、障害のある人が生活しやすい地域づくりを進めていくため、相談支援・情報提供の充実とともに、地域住民の障害への理解促進や、関係機関との連携強化といった地域の支援体制を高める取り組みが求められます。
- ◇ 加えて、相談支援は、利用者中心の視点で積極的にその権利を擁護していくことが必要です。単にサービスの調整を行うだけでなく、権利擁護の観点に立って障害のある人の置かれている立場を代弁し、利用者の自己決定・自己選択を支援していくことが求められます。

<個別施策>

(1) 相談体制の充実

① 相談体制の充実

項目	事業内容
1 相談支援体制の整備・充実	市内相談支援事業所を集めた事業所連絡会を実施するなど、相談支援体制の整備・充実に努めます。 【障害者支援課】
2 基幹相談支援センターの機能等	基幹相談支援センターの機能や役割について、相談支援事業所の相談員や自立支援協議会からの意見を踏まえ、検討を進めます。 【障害者支援課】
3 関係機関との連携による支援	ケースワーカー等が家庭訪問等を行い、障害のある人本人や介助（支援）者と課題解決に努めます。また、家族の高齢化等の各種の課題についても一体的に支援できるよう、各関係機関の連携強化を図ります。 【障害者支援課】

② 専門職員の配置

項目	事業内容
4 専門職員の配置	訪問や相談支援業務に対応する、社会福祉主事、社会福祉士、保健師、看護師、理学療法士、栄養士、言語聴覚士、心理士、精神保健福祉士、保育士など各種専門職員の配置に努めます。 【職員課】

③ 地域において相談や支援を行う人材の育成

項目	事業内容
5 地域において相談や支援を行う人材の育成	地域において障害のある人への身近な相談を行うため、身体障害者相談員・知的障害者相談員、民生・児童委員、ピアサポーターへ各研修の案内・参加を促進し、人材の育成に努めます。また、障害者団体とも連携しながら、手話通訳者等の養成に努めます。 【障害者支援課】【健康福祉課】

(2) 情報提供の充実

① 情報提供の充実

項目	事業内容
6 「障害福祉のしおり」の配付	障害者手帳新規交付時に、ガイドブック「障害福祉のしおり」を配布し、制度説明を行うなど、サービスの情報提供を充実します。 【障害者支援課】
7 窓口へのパンフレット設置	市役所や福祉関係機関などに設置するパンフレットなどの内容を充実させ、効果的な情報提供を行います。 【障害者支援課】
8 情報提供の実施	障害者自立支援協議会の取り組みとして作成した療育支援マップや就労系事業所ガイドブックを配布し、情報の提供を行います。 【障害者支援課】

② 各種広報媒体の活用

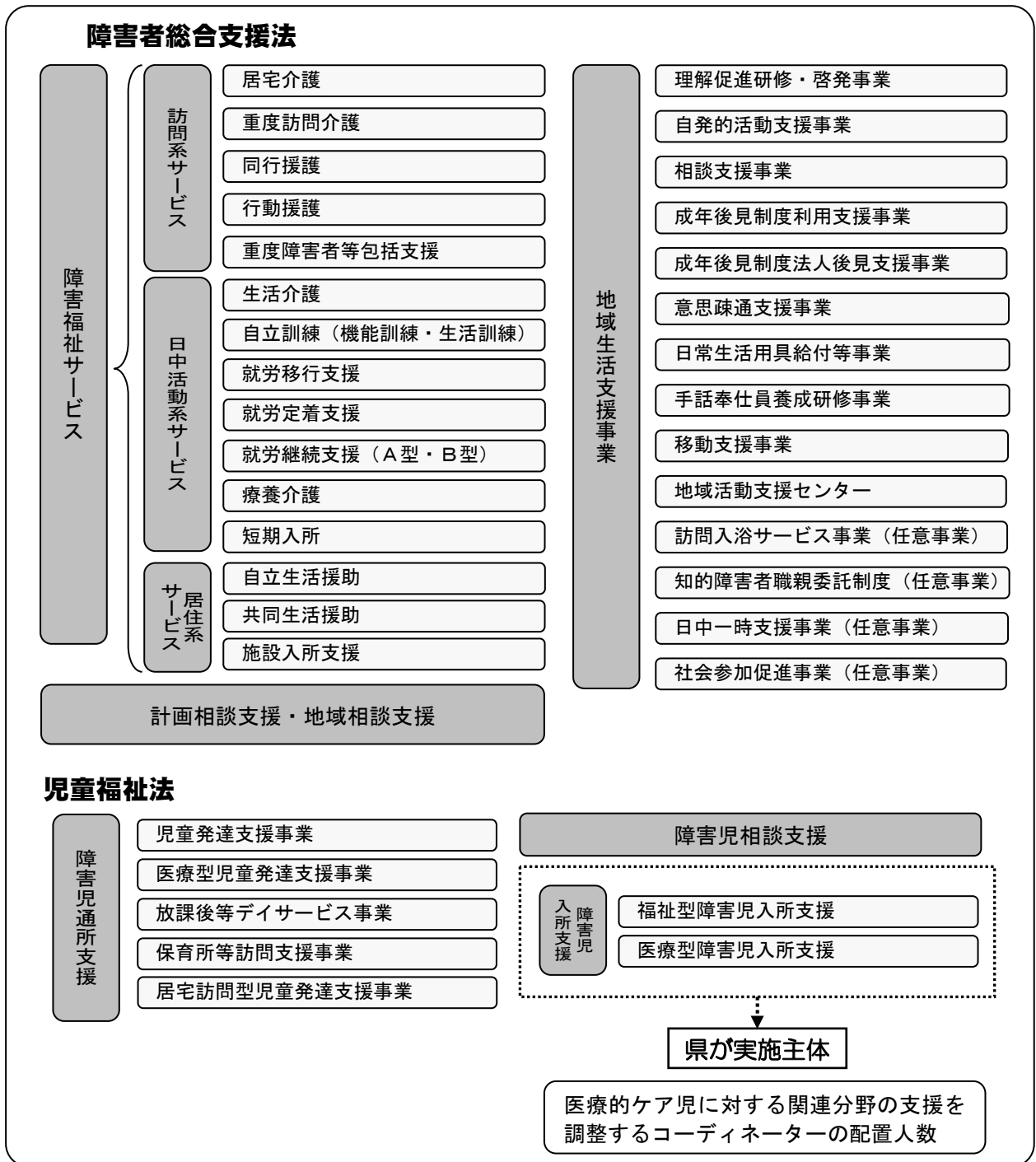
項目	事業内容
9 「声の広報」等	「声の広報」など、市が発行する各種広報やお知らせなどの音声化を継続して実施します。 【広報広聴課】

③ 行政情報のバリアフリー化

項目	事業内容
10 情報通信手段の活用	行政情報の提供においては、それぞれの障害等の特性にかかわらず、誰もが必要な情報に簡単にたどり着き利用することが可能な、インターネット等の情報通信手段の活用による、情報アクセシビリティの向上を図り、障害のある人への情報提供の充実に努めます。 【広報広聴課】
11 市ホームページ等の充実	制度の改正等があった場合に、市広報紙やインターネットホームページなどを利用した情報提供を行います。 【障害者支援課】

2 福祉サービスの充実

- ◇ 障害のある人への福祉サービスは、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の制定以降、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」の3つから成る『障害福祉サービス』と『計画相談支援・地域相談支援』、及び『地域生活支援事業』で構成されています。
- ◇ また、障害児のサービスについては、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）、障害児相談支援により構成されています。



<課題と課題解決のための方向性>

- ◇ 障害のある人たちが、地域社会の中で安心してくらししていくために、地域で障害のある人を受け入れ、その地域生活を支えていく体制づくりが求められます。障害のある人を介助・支援する方のケアの重要性は大きな課題です。また、障害のある人や介助・支援する家族の高齢化についても課題となります。障害者・障害児アンケートの結果を見ると、短期入所の利用希望は高くなっています。障害のある人たちの地域生活を支える体制づくりに取り組む必要があります。
- ◇ 障害者総合支援法が施行されたことによる障害者の定義への難病等の追加や、発達障害や精神障害の方の障害福祉サービスの利用の増加など、これまで以上に一人ひとりに見合ったサービスの提供を図っていくことが求められています。
- ◇ 本市では、これまでもグループホームの整備補助・運営補助を実施してきましたが、事業者書面ヒアリングなどで、重度の障害のある人が入れるグループホーム設置についての要望がでています。今後とも、市内事業所の新たな施設整備計画を踏まえた上で、障害種別ごとに不足している部分の把握を行い、障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、生活の場の確保・整備に向けた連携体制の強化を図っていく必要があります。
- ◇ 障害福祉サービス利用者が増加する中、障害の特性、障害の重度化・重複化及び障害のある人の生活実態等に対応できるきめ細かい支援が必要です。そのため、多様なニーズに適切に対応できる質の高い福祉・介護・保健・医療従事者の確保が課題となっています。

<個別施策>

(1) 地域生活を支えるサービスの充実

① 「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの実施

項目	事業内容
12 「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの実施	地域におけるサービス基盤の整備・充実を図るとともに、「障害者総合支援法」について障害のある人への情報提供やサービスに関する相談を行います。特に、制度改正による障害福祉サービスの対象者拡大や新たな事業実施等については、しっかりと情報の周知を行い、制度の円滑な実施に努めます。 【障害者支援課】

② 在宅福祉サービスの充実

項目	事業内容
13 各種障害福祉サービスの支給等	居宅介護等の障害者総合支援法によるサービスや移動支援等の地域生活支援事業をはじめとする各種福祉サービスの支給を決定し、また、利用の支援・促進を図ります。 【障害者支援課】
14 補装具費,日常生活用具費の支給	障害者総合支援法による補装具費の支給,及び地域生活支援事業による日常生活用具費の支給をします。 【障害者支援課】
15 事業所の拡充	相談支援事業所やサービス提供事業所等の拡充に向け,連携・調整を図ります。 【障害者支援課】

③ 介助(介護)者支援の充実

項目	事業内容
16 短期入所・日中一時支援事業所等の拡充	障害のある人やその家族のレスパイトや緊急時の受け入れ先として十分対応できるよう,短期入所・日中一時支援事業の受け入れ先の拡充に努めます。 【障害者支援課】

④ 一人ひとりに見合ったサービスの提供

項目	事業内容
17 個別相談等の実施	難病患者,発達障害者,高次脳機能障害者等に対しては,対象者の状態に合わせて相談支援事業所及び関係機関と連携しながら,個別相談・訪問等の対応を行います。 【障害者支援課】

⑤ 地域生活支援拠点等の整備

項目	事業内容
18 地域生活支援拠点等の整備	障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備、充実を図り、障害者の生活を地域全体で支えられる体制の構築を目指します。 【障害者支援課】

(2) 生活の場の確保・整備

① 多様な生活の場の整備

項目	事業内容
19 グループホームの整備補助	グループホームの設置等に際して整備補助を行い、事業者が安定した事業運営とサービス提供を図れるよう支援します。 【障害者支援課】
20 家賃助成の実施	グループホーム利用者に対する家賃助成を行います。 【障害者支援課】
21 暮らしの場の確保	グループホームの建設を進める事業所と情報を共有し、障害特性に応じたグループホームの建設や、入所定員を増やす取り組みなど、暮らしの場の確保について検討を行います。 【障害者支援課】

【関連事業】

障害者グループホーム運営補助金 等

② 在宅で暮らすための支援の促進

項目	事業内容
22 日常生活用具の利用促進	障害に合った居住環境の実現を支援するため、理学療法士との同行訪問により、住宅改修や入浴補助用具などの提案を行うことで、日常生活用具の利用を促進し、在宅生活が継続できるように支援します。 【障害者支援課】

3 保健・医療の充実

<課題と課題解決のための方向性>

- ◇ 障害のある人の数は増加傾向にあります。障害の原因となる疾病等の予防・早期発見のため、年齢や障害等の状況に応じて各種健康診査や、若いうちから生活習慣病予防の取り組みが重要となります。また、今後は、障害のある人自身や介助（支援）者の高齢化が進むことが予測され、地域で暮らし続けていく上で、障害の重度化の予防が非常に重要となっています。
- ◇ 近年では、特に精神障害者数の増加が顕著となっているため、精神疾患に関する知識の一般的な普及啓発や、メンタルヘルス対策を推進していくことが必要です。
- ◇ 難病患者等については、医療費助成制度の対象となる疾患が令和元年7月に333疾患へ拡大されており、引き続き制度の周知に加え、難病等の特性や福祉ニーズ等に合わせた適正なサービスの提供が必要となっています。
- ◇ 障害のある人に対する医療の提供については、障害に対する理解や知識が不足していたり、障害のある人が自身の症状をうまく説明できないことがあるなど、必ずしもすべての方が円滑に必要な医療を受診できていない状況があります。障害のある人が円滑に保健・医療サービス等を受けられるよう、地域の医療機関における障害理解の促進や、各関係機関と連携した支援体制の構築が求められています。今後も市は、市民の最も身近な窓口として、情報を提供し、適切な医療が受けられるよう努めていく必要があります。
- ◇ また、医療的ケアが必要な障害者（児）の支援体制を構築するため、医療と福祉の関係機関の連携の強化が必要となっています。
- ◇ 障害の発生予防、二次障害予防、重度化防止のため、障害者や市民への生活習慣病予防等の健康づくりを推進します。また、身体機能の維持・向上のため、リハビリテーションの実施や情報提供を図ることも必要です。

<個別施策>

(1) 健康を守るサービスの推進

① 障害の発生予防・早期発見や早期対応の充実

項目	事業内容
23 障害の発生予防, 早期発見, 早期対応	乳幼児健康診査や生活習慣病等の各種健康診査, 相談などの体制整備に努め, 医療機関との連携のもと, 障害の発生予防・早期発見や早期対応を図ります。また, その後の障害に関する支援については, 障害福祉サービス等に引き継ぎ, 継続して支援します。 【健康づくり課】【母子保健課】【障害者支援課】

【関連事業】

1歳6か月児健康診査, 3歳児健康診査 等

② 医療体制の充実

項目	事業内容
24 八千代医療センターの支援	市の地域医療における中核病院である八千代医療センターを支援し, 障害のある人等に対する充実した医療体制の継続に努めます。 【健康福祉課】

③ 精神保健施策の推進

項目	事業内容
25 心の健康の支援体制	心の健康についての理解を深め, 問題を早期発見して適切な支援を受けられるような体制の確立に努めます。また, 家族が心の健康を維持し孤立することなく地域で安心して生活できるよう支援します。 【障害者支援課】

【関連事業】

八千代市こころの健康だより 等

④ 難病等に対する施策の推進

項目	事業内容
26 難病患者等への支援	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たって, 福祉・医療関係者と連携し, 難病等の特性, 病状の変化や進行, 福祉ニーズ等に配慮して実施されるよう理解と協力の促進を図ります。また, 難病患者等に関する相談支援機能の充実・強化に努めます。 【障害者支援課】

【関連事業】

難病者援護金の給付, 障害者総合支援法によるサービス 等

⑤ 保健・医療・福祉の連携強化

項目	事業内容
27 保健・医療・福祉の連携強化	障害のある人が身近な地域において、必要な時に必要な保健・医療サービスを受けられるよう、地域の医療機関等における障害理解の促進を図るとともに、各相談窓口等と医療機関の情報共有など、保健・医療・福祉の連携強化に努め、継続的に支援していくことのできる体制整備を図ります。 【障害者支援課】
28 地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場を活用し、保健・医療・福祉の連携強化を図ります。 【障害者支援課】

【関連事業】

八千代市障害者自立支援協議会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 等

⑥ 医療費助成制度や各種手当制度の周知

項目	事業内容
29 各種医療費の助成等	国や県が主体の各種医療費の助成等について、周知に努めるとともに、社会経済の動向などを見据えながら充実を要望します。 【障害者支援課】

【関連事業】

重度心身障害者医療費助成、自立支援医療、各種手当 等

⑦ 医療的ケア児・者への支援

項目	事業内容
30 医療的ケア児支援協議会の開催	八千代市医療的ケア児支援協議会を開催し、保健・医療、福祉、教育等の各機関と連携しながら、医療的ケア児の支援について検討をします。 【障害者支援課】
31 重度重複障害者受入通所施設運営補助金	八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金により、生活介護事業所への支援を行います。 【障害者支援課】

(2) リハビリテーションの充実

① 医療的リハビリテーションの充実

項目	事業内容
32 医療的リハビリテーションの充実	障害のある人が、地域でサービスを受けながら生活を継続することができるよう、リハビリ機能を持つ医療機関と連携を図ります。 【障害者支援課】

② その他のリハビリテーションに関わるサービスの充実

項目	事業内容
33 訪問指導等の実施	理学療法士等が、健康上支援が必要な方への訪問指導や介護予防教室を行います。 <p style="text-align: right;">【健康づくり課】</p>
34 やちよ元気体操を活用した健康づくり	運動をきっかけとした住民主体の健康づくりを推進するため、人材の育成と自主活動の支援を行います。 <p style="text-align: right;">【健康づくり課】</p>
35 理学療法士等による個別療育の実施	肢体不自由児に対し、理学療法士等の専門職員による個別療育を行います。施設訪問や通所が困難な重症心身障害児については家庭訪問により支援を行います。 <p style="text-align: right;">【児童発達支援センター】</p>
36 福祉的リハビリテーション	医療的リハビリテーションを終了したものの、専門職による機能訓練を必要としている児童等について、民間資源も含め、自立生活に向けた福祉的リハビリテーションサービスを利用できる体制を構築します。 <p style="text-align: right;">【児童発達支援センター】</p>

4 安全で住みやすいまちづくりの推進

＜課題と課題解決のための方向性＞

- ◇ 本市で策定している「八千代市都市マスタープラン」では、ユニバーサルデザインの考え方を基本としつつ、特に高齢者や障害者などが日常生活や社会生活を営む上でのさまざまな障壁を取り除き、八千代市で暮らし、また、社会に出て活躍し自立できる環境を都市基盤として整備する方針としてバリアフリーが掲げられています。
- ◇ しかし、アンケート調査の結果では、市に力を入れてほしい施策として「住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり」を回答者の約3人に1人が挙げる結果となっており、引き続き、関係機関と連携の上、市民、民間企業等の理解や協力を得ながら、「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」を目指した「福祉のまちづくり」を進めていくことが必要です。
- ◇ アンケート調査の結果では、災害時に1人で避難することができないことや、避難所の設備への不安が課題となっています。
- ◇ 災害などの緊急時において障害のある人が周囲の支援を受けながら速やかに避難できるよう、「八千代市地域防災計画」や「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」に基づき、避難行動要支援者の支援体制を構築していくことが必要です。
- ◇ また、災害時に要配慮者の避難所施設として障害関係施設を活用できるよう協定の締結を行うことや、災害時に備え、福祉避難所と訓練などを行うこと、また、福祉避難所について災害時の円滑な利用のための体制整備が必要です。
- ◇ 障害のある人の地域生活への移行を推進していく一方で、複雑化・多様化する消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、福祉関係者や消費者センター等と連携し、障害の特性に配慮した消費生活相談体制の整備が必要です。
- ◇ 令和2年には、新型コロナウイルスにより、障害者を取り巻く環境にも大きな影響がありました。障害者や事業所が直面する問題を解決していくための取り組みが必要です。

<個別施策>

(1) 福祉のまちづくりの推進

① バリアフリー化, ユニバーサルデザイン化の推進

項目	事業内容
37 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	市内公共施設及び公共交通機関や道路等について、「八千代市公共施設等総合管理計画」, 「高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などに基づいたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を関係機関と連携し, 推進します。 【資産管理課】【都市計画課】【企画経営課】 【土木建設課】【土木維持課】【各部署】
38 「高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく建築物の審査	「高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき, 特別特定建築物で, かつ床面積が 2,000 m ² 以上の建築を行う際に, 市に建築確認の申請がされた建築物に関しては, 建築基準関係規定とし, 高齢者, 障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上させるための基準に適合しているか審査を行います。 【建築指導課】
39 「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付	「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき, 特定施設の建築主から届出があった際に, 障害のある人等が安全かつ快適に利用できるものとするために, 必要な基準に適合しているか審査します。適合していない部分については, 届出者に対して指導を行います。また, 適合証を取得するために申請があった際には, 現地検査を行い, 支障がなければ適合証を交付します。 【建築指導課】

② バリアフリーマップの作成

項目	事業内容
40 バリアフリーマップの作成	市民一人ひとりが住みやすいまちづくりを推進するために, 公共施設及び駅や大型ショッピングセンター等の主要施設における車椅子用トイレやオストメイト用トイレ, 障害者用駐車スペース等の設置状況がわかる市内の「バリアフリーマップ」を作成し, 障害福祉のしおりに掲載するとともに随時更新を行います。 【障害者支援課】

(2) 防災・防犯対策の推進

① 障害のある人に配慮した防災対策の推進

項目	事業内容
41 防災講話・防災訓練の実施	障害のある人や障害者団体等を対象に防災講話を実施し、自助としての防災意識の向上を図るほか、地域で行われる防災訓練に障害のある人が気軽に参加できるように働きかけ、地域全体の防災意識の向上を図ります。 【危機管理課】
42 避難行動要支援者の支援	「八千代市地域防災計画」「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」に基づき、避難行動要支援者情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の充実を図ります。 【危機管理課】【障害者支援課】
43 地域の防災体制の整備	災害等の緊急時に、障害のある人が確実に救助や救援を受けられるよう、プライバシーに十分配慮し、「民生委員」「自治会」「自主防災組織」などと連携しながら地域での防災体制の整備を進めます。 【障害者支援課】
44 福祉避難所の指定	障害者施設等と調整を行い、福祉避難所として指定を行います。また、福祉避難所の円滑な利用のため、利用方法などの周知に努めます。 【障害者支援課】
45 福祉避難所のネットワーク	災害時に、各障害に対応した各福祉避難所が連携し、ニーズに合った避難者の受け入れがスムーズに実施できるようなネットワークづくりに向けた調整を進めます。 【障害者支援課】

【関連事業】

避難行動要支援者名簿の作成・運用，災害時協力協定の締結

② 災害・防犯情報の伝達

項目	事業内容
46 災害・防災情報の伝達	災害時における気象，災害情報や防犯情報について，障害特性に対応した形の情報を的確・迅速に伝達するシステムの導入・運用を推進します。特に，視覚障害者には防災無線の内容が確認できる自動電話応答サービス，また聴覚障害者には防災情報メールや防犯情報メールを活用した情報伝達など，情報入手にハンディキャップがある人へのサービスを運用し，これらについて広く周知を図ります。 【危機管理課】

③ 消費者被害の防止

項目	事業内容
47 消費者被害の防止	障害のある人を消費者被害から守るため、成年後見制度等による支援を推進します。消費生活に係る相談窓口として、障害のある人やホームヘルパー、施設関係者等に対し消費生活センターや福祉総合相談室等を周知するとともに、早期通報・相談の重要性について啓発を図ります。 【消費生活センター】

(3) 感染症に係る取り組み

① 事業所への支援

項目	事業内容
48 事業所への支援	事業所と感染症の発生について情報を共有し、適切な対応ができるよう保健所等と連携に努めます。また、事業所へ必要な情報や物資の提供に努めます。 【障害者支援課】

基本目標Ⅱ 共に参加できる環境づくり

1 療育・教育の充実

<課題と課題解決のための方向性>

- ◇ 平成24年4月の児童福祉法等の改正により、障害児通所支援や障害者総合支援法に基づく福祉サービスを利用するすべての障害のある子どもに対し、原則として、「障害児支援利用計画等」を作成することになりました。障害児支援利用計画等の作成に当たっては、さまざまな生活場面に沿って一貫した支援を提供すること、障害児とその家族の地域生活を支える観点から、福祉サービスだけでなく、教育や医療等の関連分野にまたがる個々のニーズを反映させることが重要です。特に学齢期においては、障害児支援利用計画等と個別の教育支援計画等の内容が連動するよう、教育と福祉の連携が重要になります。
- ◇ 早い段階から一貫した療育支援を受けられることは、障害のある子どもたちの可能性を伸ばし、将来の社会的な自立や社会参加の実現に重要な役割を果たします。本市では、療育の専門機関として「八千代市児童発達支援センター」（「ことばと発達の相談室」を含む）がありますが、発達に心配や遅れのある児童の相談が増加し、療育を必要とする児童も増えています。児童発達支援センターは現在建替え計画が進んでおり、今後も、療育の相談、支援に必要な専門員による療育の充実を図り、療育を必要としている児童の発達に応じたきめ細やかな療育を実現していくことが課題となっています。
- ◇ 教育を受けることは、すべての児童・生徒にとっての権利であり、本人の主体性や自主性を尊重したものである必要があります。このような教育を進めるためには、「特別支援教育」の考え方のもと、専門機関との連携を図りながら一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行える体制を充実させていくことが必要です。また、障害のある児童・生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、「特別支援教育コーディネーター」を活用しながら推進するとともに「個別の指導計画」を作成して、個人の特性に応じたきめ細やかな支援を継続していくことが重要です。
- ◇ 障害児の保護者へのアンケートでは、さまざまな場面において学校や教師の理解を求める意見が多くありました。平成23年7月の障害者基本法改正によって、「インクルーシブ教育システム」の方向性が、「特別支援教育」と並ぶ学校教育におけるもう1本の柱として示されており、共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習について、取り組みの推進、保護者や地域の理解を図ることなどが重要です。

<個別施策>

(1) 相談体制の充実

① 相談機能、連携の強化

項目	事業内容
49 ライフステージに応じた支援	ライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられるよう、「ライフサポートファイル」「就学移行支援計画」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」などを活用し、教育、福祉、医療、保育の連携による相談体制の整備・充実に努めます。 【障害者支援課】【指導課】
50 相談窓口の周知	相談窓口の周知や関係機関との連携強化を図り、発達に心配のある子ども及び家庭に対する支援を充実させます。 【障害者支援課】

② 就学相談の充実

項目	事業内容
51 就学相談の実施	障害のある児童の早期発見、早期療育に努めるとともに、関係機関や学校等による教育相談体制を整え、障害のある幼児、児童生徒の実態を的確に把握して、十分な時間をかけて就学相談を行います。 【指導課】
52 早期からの情報提供の実施	就学前の年度だけでなく、より早期からの本人・保護者への情報提供、特別支援学級設置校の学校見学会や個別の参観・体験の機会を設けます。 【指導課】

(2) 療育の充実

① 「八千代市児童発達支援センター」の機能強化

項目	事業内容
53 児童発達支援センターの建替え	老朽化が進み手狭になっている児童発達支援センターの建替え整備を進めます。現在別の敷地で運営していることばと発達の相談室及び子ども支援センターすてっぷ2 1 大和田と複合施設として整備します。 【児童発達支援センター】
54 児童発達支援センターの機能充実	児童発達支援センターの通所支援機能、地域支援機能、相談支援機能の3つを大きな柱とし、各機能の充実を図ります。 【児童発達支援センター】

項目	事業内容
55 日中預かり等の実施	日中預かり及び療育時間外の一時的預かり並びにレスパイトサービス等を実施し、障害児を育てる家族の介護負担の軽減を図ります。 【児童発達支援センター】
56 保護者の交流支援	児童発達支援センター等において保護者同士の交流や学習を支援します。 【児童発達支援センター】

② 障害児の支援

項目	事業内容
57 地域における支援	地域で安心して暮らせるように、千葉県の子育て支援事業を活用した外来グループ療育やことばと発達の相談室での相談の実施及び保育所等訪問支援により、地域で生活する就学前の障害児を支援します。 【児童発達支援センター】
58 教育に係る支援	障害のある児童生徒の教育の場について、就学先決定後も障害の状態等をきめ細かく観察し、その変化に応じて適切な指導及び必要な支援を行うため、弾力的に対応できるよう関係機関との連携を密に図ります。 【指導課】

③ 保育園、学校等への支援

項目	事業内容
59 障害児保育	保育園等の障害児保育に関する研修（外部講師による専門的な支援の方法についての研修等）を通じて、保育園等における障害児保育の充実に努めます。 【子ども保育課】【子育て支援課】
60 施設支援指導等	千葉県の障害児等療育支援事業である施設支援指導等により、児童発達支援センターの専門職員を保育園等へ派遣して、療育の技術指導を行います。 【児童発達支援センター】
61 学校の巡回相談	県の特別支援アドバイザーや市の特別支援教育専門家チームが学校の巡回相談を行い、校内体制の構築や支援内容について助言を行います。 【指導課】

(3) 障害のある児童生徒のための教育の充実

① 特別支援教育の充実

項目	事業内容
62 個別の教育支援計画の作成	個別の教育支援計画を作成することにより，児童・生徒へきめ細やかに対応し，進学進級の際の引き継ぎを円滑に進めます。また，特別支援教育コーディネーターが校内委員会の中心となって，支援体制を整えます。 【指導課】
63 特別支援教育等に関する研修	一人ひとりの多様な教育的ニーズに対応するため，特別支援教育コーディネーター研修会，特別支援学級等担当者研修会，特別支援学級介助員研修会，通常学級の学習支援に関わる特別支援教育支援員研修を行うなど，特別支援教育等に関する研修を行い，教員の専門性を高め，障害のある児童やその家庭への支援の充実を図ります。 【指導課】
64 放課後等デイサービスの実施	障害のある児童・生徒の放課後や夏休み等における居場所となる「放課後等デイサービス」の適切な利用を図ります。 【障害者支援課】

② インクルーシブ教育システムの推進

項目	事業内容
65 インクルーシブ教育システムの推進	障害のある児童がさまざまな人達と交流できるよう，特別支援学校と小中学校，特別支援学級と通常の学級の児童・生徒との交流，地域の子どもたちとの交流促進を図ります。また，保護者の要望に応じて，特別支援学校や特別支援学級への見学や体験学習を奨励します。交流及び共同学習については，関係者の共通理解のもと組織・指導計画を作り，事前指導を行った上で実施します。 【指導課】

③ 学校施設の改善

項目	事業内容
66 学校施設の改善	障害のある児童・生徒にとって使いやすく，かつ安全性を確保したものとするため，大規模改修工事などの際に，学校施設・設備の改善を図ります。 【教育総務課】

2 雇用・就労の充実

<課題と課題解決のための方向性>

- ◇ 障害のある人の一般就労の促進については、障害者雇用促進法の改正により、平成28年4月から雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、職場で働くに当たっての合理的配慮の提供、また、平成30年4月からは、精神障害のある人の雇用が義務化されています。また平成30年4月に同法に基づく法定雇用率が2.0%から2.2%に、また令和3年3月には2.2%から2.3%に引き上げられています。
- ◇ アンケート調査の結果では就労に係る不安や不満があることがわかります。障害の有無にかかわらない均等な就労機会の確保はもとより、待遇の改善や就労後の定着が図られるよう、総合的・継続的な雇用・就労支援施策を推進していくことが必要です。
- ◇ 本市では、平成22年度より障害のある人の市役所での職場体験実習事業を実施してきました。平成29年度には、働く意欲がある障害のある人を、一定期間本市の非常勤職員として採用し、一般企業等への就労につなげることを目指す「チャレンジドオフィスやちよ」が設置されました。「チャレンジドオフィスやちよ」における実績を重ね、就労を目指す障害者の支援を充実させることが必要です。また、令和2年度には八千代市障害者活躍推進計画を策定し、障害のある職員が活躍できるよう取り組んでいます。
- ◇ 令和元年度には新型コロナウイルスによる大きな環境の変化の中、障害のある方の就労について不安の意見も聞かれました。障害者の就労について各機関と連携を行ったり、「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針を定めるなど、障害者の就労の機会の確保に努めます。

■ 障害者雇用率制度について

「障害者雇用促進法」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。なお、八千代市の障害者雇用率は令和元年度時点で2.43%となっています。

平成30年4月から精神障害のある人も法定雇用率の算定に含まれたことなどから、法定雇用率の引き上げが行われ、令和3年3月にさらに0.1%引き上げられました。

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.3%
国、地方公共団体等	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.5%

※平成30年4月1日より法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者が追加され、法定雇用率は原則5年ごとに見直しが行われます。

<個別施策>

(1) 雇用の促進

① 相談体制の強化

項目	事業内容
67 障害者雇用の促進	公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等との連携に基づいた相談体制の強化を通じ、障害者雇用の促進に努めます。 【障害者支援課】【商工観光課】

② 障害者雇用に対する理解の促進

項目	事業内容
68 障害者雇用への理解促進	企業・事業主に対し障害者雇用への理解を促すために、各種啓発やPRを行うとともに、法定雇用率の達成を目指して協力を要請します。 【商工観光課】
69 職場体験実習	市役所における障害のある人の職場体験実習事業を継続するとともに、障害のある人の行政職員への雇用については、今後とも努力します。 【障害者支援課】【職員課】

③ 「チャレンジドオフィスやちよ」の充実

項目	事業内容
70 チャレンジドオフィスやちよの充実	チャレンジドオフィスやちよを通じて働く意欲がある障害のある人を、一定期間、本市の非常勤職員として採用し、その実務経験を生かして一般企業等への就労につなげることを目指します。 【職員課】

④ 「八千代市高年齢者等雇用促進奨励金制度」の利用促進

項目	事業内容
71 「八千代市高年齢者等雇用促進奨励金制度」の利用促進	市内在住の心身障害者等を雇用する事業主に対して奨励金を交付する「八千代市高年齢者等雇用促進奨励金制度」の利用の促進に努めます。 【商工観光課】

(2) 就労の機会の確保

① 就労の機会の確保

項目	事業内容
72 「障害者優先調達推進法」の周知	「障害者優先調達推進法」を広く周知するとともに、これに基づく調達方針を策定し、調達方針の達成に向けて積極的に障害者就労支援施設等への発注に努め、障害のある人の就労機会の増進を図ります。 <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
73 就労の場の確保	一般企業等への就労のために訓練が必要な人や、一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保するため、就労移行・継続支援事業所等と連携して、多様な就労の場の確保を図ります。 <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>

3 社会参加の促進

<課題と課題解決のための方向性>

- ◇ 障害のある人が社会のさまざまな分野へ積極的に参加していくためには、情報提供や移動手段等、社会参加のための「きっかけづくり」や「手段の確保」が大きなテーマです。これまで本市では、障害のある人の社会参加や交流機会の拡大を目指し、情報伝達や移動支援等の分野で施策を展開してきました。
- ◇ しかし、障害のある人が社会や地域に「完全に参加」しているとはまだ言い難いのが現状であり、例えば、視覚障害者、聴覚障害者や肢体不自由者などは、その障害によって情報の収集、コミュニケーションの確保や外出に大きなハンディキャップを抱えています。障害のある人が円滑に情報を取得・利用したり、気軽に外出・移動ができるよう、ソフト・ハードの両面においてアクセシビリティの向上を図っていく必要があります。
- ◇ 障害者のコミュニケーション手段による情報取得をしやすい環境づくりなどを目指し、市では令和元年度に「八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を制定しました。今後はこの条例の理念に基づき、施策を推進することが必要となります。
- ◇ 障害のある人と地域の住民が気軽に交流していくためには、障害のある人が安心して利用できる施設・環境が求められます。そのため、障害者福祉センターの利活用を促進するとともに、その他の公共施設のスペースの利用提供等、障害のある人やその家族が利用できる交流の場の整備が求められます。
- ◇ 障害のある人にとってのスポーツ活動は、障害の程度に応じた健康維持増進のほか、自立と社会参加を促進する役割があります。パラスポーツへの関心が高まる現在、障害のある人と健常者が協力し、理解し合うことや、スポーツ施設のバリアフリー化の検討や促進により、障害のある人が積極的にスポーツ活動に関わることができる環境整備が必要です。
- ◇ 各種イベントや講座、文化活動等についても、障害のある人が充実した日常生活を送ることができるよう、引き続き支援していく必要があります。

＜個別施策＞

(1) 情報伝達・移動手段の確保・充実

① 情報伝達・意思疎通支援の充実

項目	事業内容
74 手話通訳者等の設置・派遣等	聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障害のため，意思疎通を図ることに支障がある人に，日常生活に必要な情報の入手や社会参加の機会を保障するため，手話通訳者等の設置・派遣制度や手話奉仕員の養成研修事業を推進します。 【障害者支援課】
75 市民向け講座の開催	市民向け講座を開催し視覚・聴覚障害者への理解の促進に努めます。 【障害者支援課】

② 日常生活の移動手段の確保

項目	事業内容
76 タクシー利用助成制度	障害者等タクシー利用助成制度の利用周知に努め，障害のある人の生活圏の拡大を図ります。 【障害者支援課】
77 外出時の支援の案内	日常的な外出など，必要な時に支援が得られるよう，手帳交付時等に外出時等において必要な援助を受けられることができる同行援護や行動援護，移動支援事業等のサービスについての周知と利用促進を図ります。 【障害者支援課】
78 自動車改造費の助成等	上肢・下肢・体幹機能の身体障害のある人を対象とした自動車改造費の助成及び自動車運転免許取得への助成に努めます。 【障害者支援課】
79 自転車駐車場の利用料金の減免	障害者手帳を持っている人などを対象に，市営自転車駐車場の定期利用料金を減免します。 【土木維持課】
80 鉄道駅の環境整備	市内にある鉄道駅へのエレベーターやスロープ等の設置について，鉄道事業者との協議を進めるなど，使いやすい環境整備を支援します。 【企画経営課】【都市計画課】

③ 「身体障害者補助犬法」の周知

項目	事業内容
81 「身体障害者補助犬法」の周知	「身体障害者補助犬法」の内容について周知に努め，市民の理解を深めるとともに，身体障害者の自立及び社会参加の促進を図ります。 【障害者支援課】

(2) 交流・参加機会の拡充

① 機会や場づくりの推進

項目	事業内容
82 合理的配慮の実施	市が企画・運営する各種イベント等において、車椅子の貸し出しや手話通訳・要約筆記者の配置など、合理的配慮に努め、障害のある人が参加しやすい機会や場づくりを推進します。 【障害者支援課】
83 公共施設の活用	障害のある人とない人のふれあいの場として、福祉施設等の公共施設の有効活用を検討します。 【健康福祉課】

【関連事業】

八千代市身体障害者スポーツ大会、障害者理解啓発事業 等

② イベント・企画行事等に対する支援

項目	事業内容
84 催し物・行事等の支援	各種団体が企画する障害のある人に関わる催し物・行事等に対し支援します。 【障害者支援課】

【関連事業】

イベント・企画事業等に対する後援・共催、福祉バスの運行 等

③ 八千代市障害者福祉センターの活用

項目	事業内容
85 障害者福祉センターの活用	障害のある人の自立及び社会参加を支援するため、障害者福祉センターの周知と利用の促進に努めるとともに、センターを利用した催事等を企画し、積極的活用を努めます。 【障害者支援課】

(3) 生涯学習の充実

① スポーツ・レクリエーションの充実

項目	事業内容
86 スポーツ活動への参加の促進	障害の種類や程度に応じてスポーツを楽しむことができるよう、関係団体と協力しながらスポーツ活動のきっかけづくりや環境づくりに努めます。また、障害のある人とない人が共に参加できるスポーツ大会の普及に努めます。 【文化・スポーツ課】
87 「障害者スポーツ大会」の開催	「障害者スポーツ大会」への参加を呼びかけます。 【障害者支援課】

② 公共施設のバリアフリー化の推進

項目	事業内容
88 公共施設のバリアフリー化	市が管理する文化・体育施設について、「八千代市公共施設等総合管理計画」や各施設の現状等を踏まえ、バリアフリー化を検討します。 【資産管理課】【生涯学習振興課】【文化・スポーツ課】
89 電子図書館・録音図書等の充実	電子図書館・録音図書等を充実させるほか、拡大読書器や音声読み上げ装置等の利用促進を図ります。 【図書館】【障害者支援課】

③ 文化芸術活動の充実

項目	事業内容
90 文化芸術活動の支援	文化芸術関係講座の開催及び作品展示等、障害のある人の文化活動を支援します。 【文化・スポーツ課】【生涯学習振興課】【障害者支援課】

【関連事業】

各種講座の開催、障害者の作品展（身体障害者福社会主催）等

基本目標Ⅲ 心をかよわせ，支えあう意識・体制づくり

1 障害者理解の促進・差別の解消

<課題と課題解決のための方向性>

- ◇ 国においては，平成26年1月に「障害者権利条約」が批准されましたが，これに合わせ，「障害者基本法」の改正や「障害者総合支援法」の施行等，関連する一連の制度改革が行われました。千葉県においては，全国に先駆けて「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が平成19年に施行されており，本市においても令和元年度に「八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を制定しました。これらの条例の周知啓発や，広報・啓発活動，各種イベントの開催等によって，障害に対する理解の促進を図っていくことが必要です。
- ◇ アンケート調査の結果によると，人権を損なう扱いを受けた経験について，「希望する仕事に就けなかった」，「差別用語を使われた」などが挙げられており，依然として障害のある人に対する理解が不十分な状況です。
- ◇ 障害者団体の調査票では，果物狩りの企画をしたが，以前車椅子でケガをした方がいること，他の利用者も来るので対応しきれないとの理由で利用を断られたとの報告もありました。依然として障害のある人に対する配慮について理解が十分とはいえない事例も見られ，周知が必要です。
- ◇ 「障害者差別解消法」では，行政機関等における合理的配慮の不提供が禁止され，障害のある人に対し，車椅子の方への手助けや，筆談や読み上げによる対応など，年齢，性別や障害の状態に応じて必要かつ合理的な配慮を行うことが法的義務とされています。本市においても，障害のある人たちに対して市職員等がより適切な対応をとれるよう，職員研修の充実等を図るとともに，選挙における投票環境の向上や投票機会の確保等，障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について，合理的配慮を進めていくことが求められます。
- ◇ ヘルプカード，ヘルプマークなど，配慮が必要なことを示すための手段が広まっています。外見では配慮が必要とわかりづらい方も，必要な方が援助を受けられるよう周知を図り，障害者等への理解を広げていくことが必要です。
- ◇ その他，障害のある人やその家族等の関係者の意見を尊重するため，これまで以上に市の施策等に関する意思形成過程に障害当事者等が参画していくことができるよう，機会の確保を図っていくことが必要です。

<個別施策>

(1) 障害に対する理解の促進

① 理解促進・啓発活動の推進

項目	事業内容
91 障害者理解促進事業の実施	「障害」と「合理的配慮」に関する正しい理解を促進するため、市の広報紙やホームページなどで啓発活動を進めるとともに、啓発用リーフレットの作成・配布、障害者週間に合わせて特集を組む等、障害者理解促進事業を実施します。 【障害者支援課】
92 イベントの開催	障害のある人も参加できるイベント等の開催を支援します。 【障害者支援課】
93 障害の疑似体験	障害の疑似体験や障害のある人の話を聞ける場を設けます。 【障害者支援課】

【関連事業】

障害者理解促進・啓発事業，八千代市身体障害者スポーツ大会 等

② 障害を理由とする差別の解消

項目	事業内容
94 差別解消支援地域協議会の開催	差別解消支援地域協議会を開催し、「障害者差別解消法」の周知など施策の推進を図ります。 【障害者支援課】
95 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発	千葉県の障害者の権利に関する条例「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発に努めます。 【障害者支援課】
96 障害者雇用の周知	雇用の分野において、障害のある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供を定めた改正「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、広報紙やホームページ等を活用して周知・啓発を図ります。 【商工観光課】

③ 障害者のコミュニケーション手段の理解促進

項目	事業内容
97 障害者のコミュニケーション手段の理解促進	令和元年度に制定された「八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」により、障害者のコミュニケーション手段の理解促進を図ります。 【障害者支援課】

(2) 行政サービス等における配慮

① 行政職員等の障害者理解の促進

項目	事業内容
98 職員対応要領の周知	市職員が窓口業務等において障害のある人に対し適切な対応ができるよう、職員対応要領の周知を図ります。 【障害者支援課】
99 職員研修の実施	「障害者差別解消法」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供について、全庁的に職員への周知を図るため、研修を実施します。 【職員課】

② 選挙における配慮の実施等

項目	事業内容
100 選挙に関する情報提供	障害者が円滑に投票できるよう、投票所のバリアフリー化や、障害者の特性に応じた、選挙に関する情報の提供に努めます。 【選挙管理委員会】
101 代理投票の実施	判断能力が不十分な障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等を促進します。 【選挙管理委員会】
102 不在者投票の実施	指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施により、投票所での投票が困難な障害のある人の手続き等の情報提供と周知を徹底し、投票機会の確保に努めます。 【選挙管理委員会】
103 選挙出前講座の実施	特別支援学校において選挙出前講座を実施し、障害のある当事者へ選挙制度や投票の方法についての説明を行います。 【選挙管理委員会】

③ 障害当事者参画の促進

項目	事業内容
104 障害当事者の参画	障害のある人やその家族、障害者支援事業所等の声を各種施策に的確に反映させるため、各種施策等の意思形成過程への障害当事者の参画を促進します。 【障害者支援課】

2 権利擁護の推進・虐待の防止

<課題と課題解決のための方向性>

- ◇ 判断能力が十分でない障害のある人が、地域で安心してくらししていくためには、本人の意思決定に配慮した上で、必要なサービスが提供されるとともに、財産や権利が守られなければなりません。引き続き、社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用援助事業」の促進を図るとともに、個別の希望・要望の相談に対して、権利擁護関係機関と連携を図りながら権利擁護を推進していくことが求められます。
- ◇ また、成年後見制度に関して、制度による支援が必要であるにもかかわらず、申立てが困難な方等について、早期発見・対応が課題となっています。また、アンケート調査の結果からも、実際の利用につながらないケースがあると考えられ、制度の内容についてさらなる普及啓発が必要となっています。
- ◇ しかし、現行の成年後見制度は、被後見人自身の権利を永続的に制約し、後見人による代理決定を可能とする制度であるため、障害者権利条約の趣旨にのっとり意思決定支援制度に転換すべきであるとの議論もあります。
- ◇ 「障害者虐待防止法」の施行に伴い、平成24年10月から直営方式で障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止や養護者に対する支援の普及・啓発に取り組んできました。平成25年度からは、市及び関係機関・団体が役割を明確にし、相互の連携を強化することにより障害のある人への虐待の防止と、障害のある人やその家族への支援を効果的に行うために「障害者虐待防止地域連絡協議会」を設置するとともに、「高齢者虐待防止地域連絡会」と合同開催など、関連が深い高齢者分野の関係機関との情報交換及び連携強化を図ってきました。
- ◇ しかし、アンケート調査の結果によると、障害者虐待防止センターについての認知状況が低くなっています。引き続き、制度や相談窓口等の周知に加え、虐待防止に取り組む体制の強化を図っていく必要があります。

<個別施策>

(1) 権利擁護の推進

① 権利擁護の推進

項目	事業内容
105 権利擁護の推進	<p>障害のある人の権利の擁護や権利行使の援助などを行う県の「福祉サービス利用者サポートセンター」・「後見支援センター」及び「中核地域生活支援センター」の存在や、八千代市社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業（権利擁護推進事業）」の内容について周知に努め、関係機関との連携強化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>

② 成年後見制度の利用の促進

項目	事業内容
106 成年後見制度による支援	<p>成年後見制度による支援が必要であるにもかかわらず、本人や親族での申立てが困難である方に関して、親族との調整や市長申立ての制度の活用により、利用促進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総合相談室】</p>
107 連携強化による早期発見	<p>民生委員・児童委員、自治会、関係機関等との連携強化を図り、成年後見制度による支援が必要な人の早期発見、把握に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総合相談室】</p>
108 相談の実施及び制度の周知	<p>「成年後見事業相談支援等業務」として八千代市社会福祉協議会に業務委託を行い、制度に関する市民からの相談業務、申立て手続き等の支援業務を行うとともに、成年後見制度に関する講演会を実施するなど制度の周知を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総合相談室】</p>

【関連事業】

成年後見制度利用支援事業，成年後見制度法人後見支援事業

(2) 障害者虐待防止対策の推進

① 障害者虐待防止法の周知

項目	事業内容
109 障害者虐待防止法の周知	<p>虐待通報等への対応を行うため、障害者虐待防止センターにおいて相談、指導、助言等を行うとともに、民生委員等への周知、パンフレットの作成・配布等による啓発活動を推進します。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>

② 関係機関との連携強化

項目	事業内容
110 関係機関との連携強化	障害のある人への虐待の防止と、障害のある人やその家族への支援を効果的に行うために、関係する機関と連携を図ることができる体制の強化に取り組みます。 <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>

3 思いやりのある地域づくりの推進

<課題と課題解決のための方向性>

- ◇ 障害者福祉に限らず今後の福祉を考える上で、ボランティアの存在は必要不可欠なものとなっています。八千代市社会福祉協議会（ボランティアセンター）や市内の関係施設等と連携しながらボランティアの養成、活動環境の整備、活動の支援を推進する必要があります。また、八千代市社会福祉協議会及び支会を中心とする、地域における支えあい・助けあいのネットワークの確立を目指し、「地域力」を向上させることも重要です。
- ◇ 令和3年に策定された地域福祉計画及び地域福祉活動計画における取り組みと連動し、地域での支援を広げていくことが重要です。
- ◇ 「心のバリアフリー」を実現し、障害のある人もない人も「住み慣れた地域で共にくらす」ようにするためには、幼児期からの福祉教育・交流教育が何よりも効果的です。本市ではこれらを積極的に推進していますが、今後は、すべてのライフステージで障害について学ぶ機会や場が得られることが必要です。
- ◇ 地域で障害のある人が安心してくらし、また、市が障害者福祉施策を推進していくために、同じ障害や病気がある人の集まりである障害者団体等の活動は大変重要です。しかし、障害者関連団体へのアンケートによると、多くの団体において会員の減少や高齢化が見られ、特に若い世代の会員を増やしていくことが課題となっています。引き続き、新規に手帳を取得する方等に対して、市内で活動している障害者団体の活動内容の紹介などを窓口等で積極的に実施していく必要があります。
- ◇ また、団体の拠点や活動の場として八千代市障害者福祉センターをはじめ、公共施設などの有効利用を図っていく必要があります。

<個別施策>

(1) 地域のたすけ合い活動の推進

① ボランティア養成と活動支援の推進

項目	事業内容
111 ボランティア養成と活動支援の推進	八千代市社会福祉協議会その他市内福祉・教育関係団体及び八千代市福祉センター，八千代市ふれあいプラザ等の市内関係施設と連携し，「地域福祉」の担い手となるボランティアの養成，活動の支援，活動環境の整備を進めます。 【健康福祉課】【社会福祉協議会】

② 地域ぐるみ福祉活動への支援

項目	事業内容
112 社会福祉協議会・支会への助成	八千代市社会福祉協議会及び支会が実施する福祉活動の円滑な推進を図るため，団体運営費の一部助成等の支援をします。 【健康福祉課】

③ 福祉・交流教育の充実

項目	事業内容
113 福祉教育・交流教育	幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにおける，福祉教育や学習機会を充実するとともに，障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。 【指導課】【社会福祉協議会】

(2) 障害者団体等への支援

① 活動の場の確保

項目	事業内容
114 障害者福祉センターの活用	公共施設などのスペースを団体活動の場として利用できるように努めるとともに，障害者福祉センターの利用・活用についても推進します。 【障害者支援課】
115 公共施設の利用	障害者団体等の申し出に応じ，公民館，市民体育館，八千代市ふれあいプラザ，男女共同参画センター等の公共施設の優先予約を行います。 【障害者支援課】

② 障害者団体の活動の支援

項目	事業内容
116 障害者団体の活動の支援	<p>八千代市身体障害者福祉会・八千代肢体不自由児者父母の会・八千代市手をつなぐ親の会・八千代市精神障害者家族会かたくり会など，障害者団体の情報や集会・交流会等についての周知や，情報を必要とする方に対する情報提供を充実させるとともに，団体からの要望に関して相談，調整等の対応を行うことで支援を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>

第 5 章 計画の推進と国・県への要望

1. 計画の推進・フォロー体制

本計画の策定のために、「八千代市障害者自立支援協議会」を開催し、検討作業を進めました。計画策定後も、これまでどおり八千代市障害者自立支援協議会を中心として、計画の推進・フォローに取り組んでいきます。

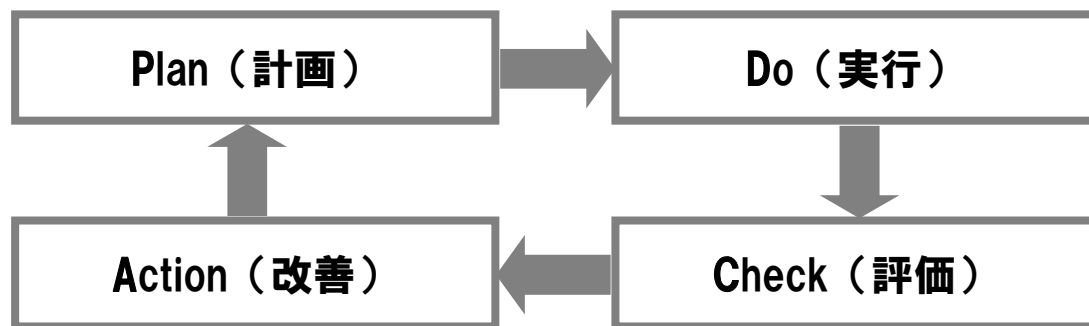
(1) 計画推進体制の確立

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、多くの分野の内容を含んでいるため、関係部署の連携強化が不可欠です。また、計画の推進に当たっては、庁内における連携体制の強化だけでなく、市内各関係機関等との連携強化を図ります。

(2) 計画の進行管理と評価

P D C Aサイクルに基づき、定期的に、施策の有効性や障害福祉サービス等の各事業の進捗状況について検証を行い、適切な施策・事業の実施に努めます。計画の中間年度と改定時には、八千代市障害者自立支援協議会において、計画の進行管理と評価を行います。

< P D C Aサイクルのイメージ >

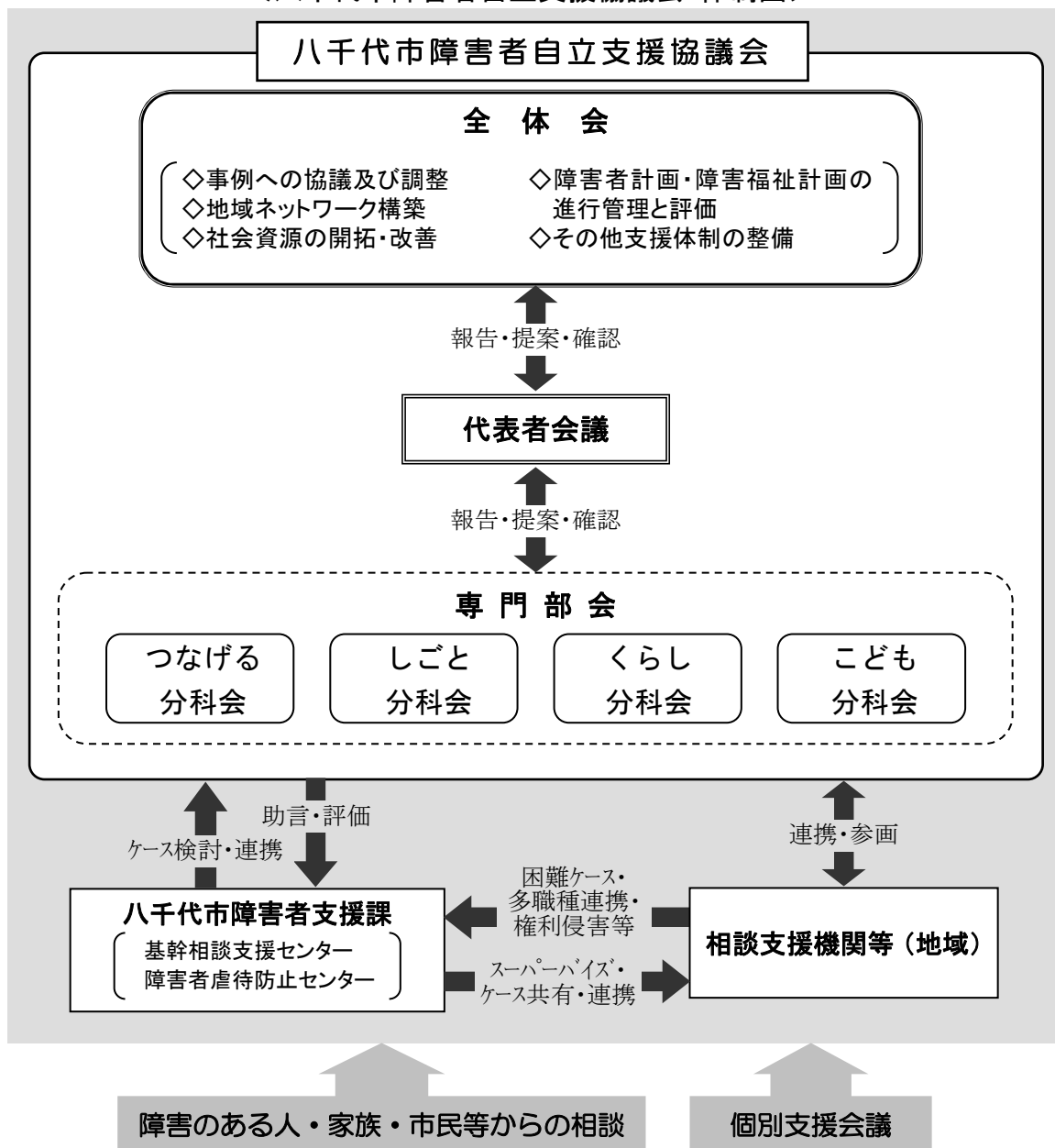


(3) 八千代市障害者自立支援協議会

八千代市障害者自立支援協議会は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して“共に暮らし、社会に参加していく”ことのできるまちの実現を目指し、相談支援事業所や障害者団体の代表、保健・医療・福祉・教育関係団体の代表及び学識経験者など、地域の関係機関が連携して、情報の共有及び協働を図るための方策を協議するために設置しています。障害者基本法においては、市町村は市町村障害者計画を策定するに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴かなければならないとされています。

計画策定後についても、八千代市障害者自立支援協議会の場を活用し、計画の進捗状況の検証を行い、市として取り組むべき課題の明確化などを進めていきます。

＜八千代市障害者自立支援協議会 体制図＞



(4) 国・県との連携

障害者福祉施策の中には、国や県の制度に基づいて運営されているものも少なくありません。そのため、本計画の推進に当たっては、国や県の動向を踏まえ適切な施策展開を図ります。また、各種の機会を通じて、国・県に対して、財源の確保や就労の場の充実、柔軟なサービスの運用等、必要な要望を行っていきます。

資料編

◇ 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

誰もがさまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのことをいう。

意思疎通支援事業

聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害がある当事者に対して、意思疎通を円滑に行えるよう、手話通訳者及び要約筆記者の派遣などを行う事業。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

医療的ケア

日常生活において、医療的な支援を必要とする人に対して行われる支援。たんの吸引や経管栄養（チューブを使って鼻などから直接栄養を取る方法）、人工呼吸器管理など。

インクルーシブ教育

それぞれの子どもの個性を尊重し、どの子どもも精神的・身体的な能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に効果的に参加していけるよう、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育のこと。

【か行】

器質性精神障害

精神疾患のうち、直接脳そのものを障害するものや脳以外の身体的な病気が脳機能に影響を与えることで引き起こすものなどがある。

虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことをいう。身体的虐待だけでなく、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待（金銭を使わせない、あるいは勝手に使う）、ネグレクト（養育放棄・無視）などがある。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

ケアマネジメント

介護を必要とする高齢者や障害のある人が地域で生活するため、一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するための手法。

計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人の権利を守り、ニーズ表明を支援し代弁すること。障害のある人の権利擁護では、障害福祉サービスを希望又は利用する場面において本人が抱える苦情や差別的な取扱い、虐待その他の人権侵害から、侵害された権利の回復を図り、本人が自らの力を発揮できるようにする過程をいう。

高次脳機能障害

認知（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。

合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障害のある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障害者の個別・具体的なニーズに配慮すること。

【さ行】

児童福祉法

「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない」という理念に基づき、児童（満18歳に満たない者）の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めている。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることがら。事物（利用しにくい建物や設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（習慣や文化など）、観念（障害のある人に対する偏見、誤解、差別など）などのすべて。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織。本計画では「社会福祉法人八千代市社会福祉協議会」のことをいう。

社会モデル

障害を個人の問題ではなく、社会環境を整えることにより解決すべき社会の問題ととらえる考え方。対する考え方に、障害は治療・リハビリによって社会へ適応すべき個人の問題とする「医学モデル」がある。

障害児支援利用計画

障害のある子どもの生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等について計画する計画で、児童福祉法による障害児通所サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定障害児相談支援事業者が行うほか、家族・支援者等が作成することもできる。

障害児等療育支援事業

都道府県地域生活支援事業の1つで、在宅の障害のある子ども等の地域における生活を支えるため、訪問・外来による療育相談・指導、障害のある子どもが通う保育所等の職員に対する療育技術の支援を行う事業。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。障害のある人に対して障害を理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障害者施策に関する基本計画の策定を義務付けている。

障害者虐待防止法

家庭、施設、勤務先で障害のある人に対する虐待を発見した人に通報を義務づけ、自治体などが保護することを定めている。

障害者雇用促進法

障害のある人の職業リハビリテーションや雇用・在宅就業の促進について定めた法律。民間企業・国・地方公共団体に一定割合の障害者を雇用することなどを義務付けている。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。

障害者総合支援法

共生社会の実現に向け、障害のある人の社会参加等を進めるための支援が総合的・計画的に行われるよう、障害の種類にかかわらず必要なサービスを利用できるようにしたこと、重度訪問介護の対象者拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援、地域生活支援事業の充実などを特徴としている。

障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されているもの。

障害者優先調達推進法

障害のある人の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者施設等から優先的・積極的に調達することを推進するもの。

少子超高齢化

「子どもや若者の少ない社会」を少子社会と表現しており、また、高齢社会は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

ジョブコーチ

障害のある人が円滑に就労できるよう、本人と事業者の関係づくりを支援するなど、職場内外の支援環境を整える職場適応援助者。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療で、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（自立支援医療制度）の対象となる医療のこと。対象は次のとおり。

- ・精神通院医療：精神保健福祉法に規定する精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する人
- ・更生医療：身体障害者手帳の交付を受けており、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18歳以上）
- ・育成医療：身体障害があり、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる子ども（18歳未満）

自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人等への相談支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うため、地方公共団体に設置する協議会。

成年後見

障害などにより判断能力が十分でない人の財産等の管理、また、日常生活において主体性がよりよく実現されるよう、法律行為を代行又は支援することをいう。

成年後見制度

障害などにより判断能力が十分でない人の法律行為を代行又は支援する者を専任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見（判断能力の程度に応じて後見・保佐・補

助のいずれかに分けられる)と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。

【た行】

地域・関係団体

自治会、子ども会などの地域団体や、社会福祉協議会、NPO法人などの福祉に関する関係団体など、地域福祉を推進するさまざまな組織、機関、グループのことを総称したものをいう。

知的障害者職親委託制度

知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能取得訓練を行う制度。

特別支援教育

特別支援学校、盲学校、聾学校や特別支援学級での教育に加え、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒への対応も積極的に行うなど、一人ひとりのニーズに応じた教育のこと。

特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障害のある子どもに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

【な行】

難病

治療が困難で、慢性的経過をたどり、本人・家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾患。平成25年4月より障害者総合支援法の対象となり、障害程度区分を受けて障害福祉サービスを利用することができる。対象疾病は333疾病（令和元年7月より）。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、症状が比較的低年齢において発現するもの。

パブリックコメント

市の基本的な計画等を策定する際に、事前にその案を公表し、市民等の意見を求め、寄せられた意見を参考に計画等を決定するとともに、市民から寄せられた意見と市の考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去することであり、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法

高齢者・障害のある人・妊婦などの移動や公共施設の利用の際の利便性・安全性を向上させるため、公共交通機関・施設及び広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めるハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充させた法律。

ハローワーク

公共職業安定所の愛称。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。職安（しょくあん）ともいう。

批准（ひじゅん）

既に全権代表によって署名がなされた条約に拘束されることを国家が最終的に決定する手続きのことで、通常は議会の同意を得て元首等が裁可あるいは認証、公布などを行うことにより成立し、締約相手国と批准書を交換したり、国際機関に批准書を寄託することによって国際的に正式確認される。

ピアサポーター

支援を必要とする当事者に対して支援を行う、同じ障害のある仲間（ピア）。

PDCA（ピーディーシーエー）サイクル

業務管理手法のひとつで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4段階を繰り返して継続的に改善していく流れのこと。

避難行動要支援者

ひとり暮らしの高齢者や重い障害のある人など、日常生活に手助けが必要な人や、避難に当たって支援（避難支援、情報支援）が必要となる人のこと。内閣府により「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）が示され、全国市区町村で避難行動要支援者名簿の作成・活用が進められている。

福祉的就労

一般就労が困難な人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、一般の労働者とは異なり、施設（就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所）の利用者という立場となるが、工賃の向上など労働者性に着目した底上げが目指されている。

ヘルプカード

障害のある人が、災害発生時や緊急時に、障害の種別や特性等に応じた支援を受けられるよう、連絡先や配慮してほしいこと等が記載できるカード。

ヘルプマーク

内部障害や難病を患っている人、妊娠初期の人など、何らかの配慮を必要としているが、外見からは分からない人が、周囲の人に知らせることで支援を得られるよう作成されたマーク。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）になり、家族や支援者等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいう。

法定雇用率

障害者雇用促進法で定められている障害者雇用率制度のことで、従業員50人以上の事業主に適用される。一般の民間企業は2.3%、特殊法人や国及び地方公共団体2.6%などとなっている。

補助犬

視覚障害のある人の歩行をサポートする「盲導犬」、身体が動かしにくい人の日常生活をサポートする「介助犬」、聴覚障害のある人に音を知らせる「聴導犬」の総称。

【や行】

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

要約筆記

聴覚障害のある人等への情報保障手段のひとつで、話している内容を要約し、文字として伝えること。「要約し、通訳する」ことで、速記とは内容が異なる。筆談のほかパソコン入力などにより行われる場合がある。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいう。

療育

障害のある子どもが社会的な適応力を付け、自立することを目的に行われる医療と教育を一体化させた保育。一人ひとりに対する医学的な診断・評価とこれに基づく指導を行う。

レスパイト

障害のある方の家族を一時的に障害のある人の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から医療費助成を開始)

番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クロウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライゾゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特異性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己貪食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンベル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	ステイヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	パージャヤー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ベーチェット病
57	特異性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特異性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靭帯骨化症
69	後縦靭帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症

番号	病名
71	特異性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特異性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特異性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特異性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞減少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特異性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症
122	脳表ヘモジリン沈着症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症
128	ピックアスタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群

番号	病名
141	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん
142	ミオクローニー欠神てんかん
143	ミオクローニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクローニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスムツェン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特異性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシビタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスムンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンブソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群

番号	病名
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モフト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿管症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メーブルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスporter-1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	システロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイトロミクロン血症
263	脳髄黄色腫症
264	無 β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノニー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血

番号	病名
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンconi貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性肝炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシュャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎

番号	病名
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌステんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β-ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャッスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群

八千代市第5次障害者計画

令和3年3月

発 行 八千代市 健康福祉部 障害者支援課
〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5
TEL. 047-483-1151 (代表)